

第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画

(計画期間 平成29年度～令和5年度)

平成29年3月
(令和4年3月変更)

高知県

はじめに



本県では、平成19年3月に第一次となる「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」、平成25年1月には第二次計画を策定し、ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくりを理念に掲げ、ひとり親家庭等の自立支援に取り組んでまいりました。

この間、第一次、第二次の計画を通じて、ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、約千人のひとり親等の皆様を就職につなげるなど一定の成果も現れてきています。

しかしながら、ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しく、ひとり親の方のニーズに応じたきめ細かな支援がより一層求められています。

そのため、今回、第二次計画での取組の成果や、ひとり親家庭実態調査の結果などを踏まえ、「ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境づくり」を基本理念とする、「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づく事業について、「日本一の健康長寿県構想」の5つの柱の1つである「厳しい環境にある子どもたちへの支援」の重点施策にも位置付け、「高知家の子どもの貧困対策推進計画」など県の関連する計画等との整合性を図りながら、ひとり親家庭等の就労支援や経済的支援、子育て支援などにしっかりと取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました高知県児童福祉審議会ひとり親家庭部会委員の皆様をはじめ、市町村や関係団体・関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

高知県知事 尾崎 正直

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 計画の位置付け	1
2 計画の期間	1
3 計画の進行管理	1
4 計画の対象者	1
第2章 高知県のひとり親家庭等の現状と課題	2
1 高知県のひとり親家庭の現状	2
(1) 高知県のひとり親家庭の世帯数及び離婚件数の推移	2
2 第二次計画の基本的な方向別に見た課題 (平成28年度実態調査結果より)	3
(1) 就業支援	3
(2) 経済的支援	6
(3) 日常生活支援	8
(4) 情報提供・相談支援	10
3 第三次計画の延長にあたっての課題	12
第3章 第二次計画以降の国の動向	13
第4章 取組の方向と施策	17
1 基本理念	17
2 基本的な方向	17
(1) 情報提供・相談体制の強化	17
(2) 就業支援の強化	17
(3) 経済的支援の充実	17
(4) 日常生活支援の充実	17
(5) 実態調査結果(令和3年度)を踏まえた今後の取組	18
3 計画の体系	19
4 具体的な施策	20
(1) 情報提供・相談体制の強化	20
(2) 就業支援の強化	22
(3) 経済的支援の充実	24
(4) 日常生活支援の充実	26
5 目標値	28

<参考資料>

第1 計画策定の経過	30
(1) 高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定(第三次、変更) までの経過	30
(2) 高知県児童福祉審議会規則	31
(3) 高知県児童福祉審議会ひとり親家庭部会委員等	32
第2 高知県ひとり親家庭等実態調査(令和3年度)	33
第3 現在の主な支援策	44
第4 関係団体等一覧	49

第1章 計画の策定について

1 計画の位置付け

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に規定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に即した、同法第12条に定める計画です。

2 計画の期間

平成29年度から令和5年度までの7年間（令和3年度から2カ年延長）

・計画期間延長の趣旨

本計画は、当初平成29年度から令和3年度までの5カ年を計画期間としておりましたが、本計画を包含する「第二期高知家の子どもの貧困対策推進計画」の改定において、子ども施策とひとり親支援策を総合的に検証し、一体的にPDCAを回すことにより施策効果を高めていくため、両計画の改定時期の整合を図ることとしました。このため、現行の計画期間を2カ年延長し、第四次計画への改定は令和6年度に行うこととします。

なお、計画延長にあたっては、ひとり親家庭の実情把握のために実施しました「令和3年度ひとり親家庭等実態調査」の結果を踏まえ、目標値や取組の見直しを行いました。

・計画期間内に国の施策に変更があった場合は、関係する事業の見直しを行います。

3 計画の進行管理

本計画に基づく事業については、「日本一の健康長寿県構想」の柱の1つである「子どもたちを守り育てる環境づくり」の重点施策にも位置付け、県の関連する計画等との整合性を図りながら、関係部局が連携して取り組みます。

また、この計画を着実に実行していくため、高知県児童福祉審議会ひとり親家庭部会のご意見もお聞きし、施策の実施状況の進行管理と検証等を行い、より効果的な取組になるよう事業内容の見直しを行います。

4 計画の対象者

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める母子家庭、父子家庭、寡婦を対象とします。

この計画において、用語の定義は次のとおりです。

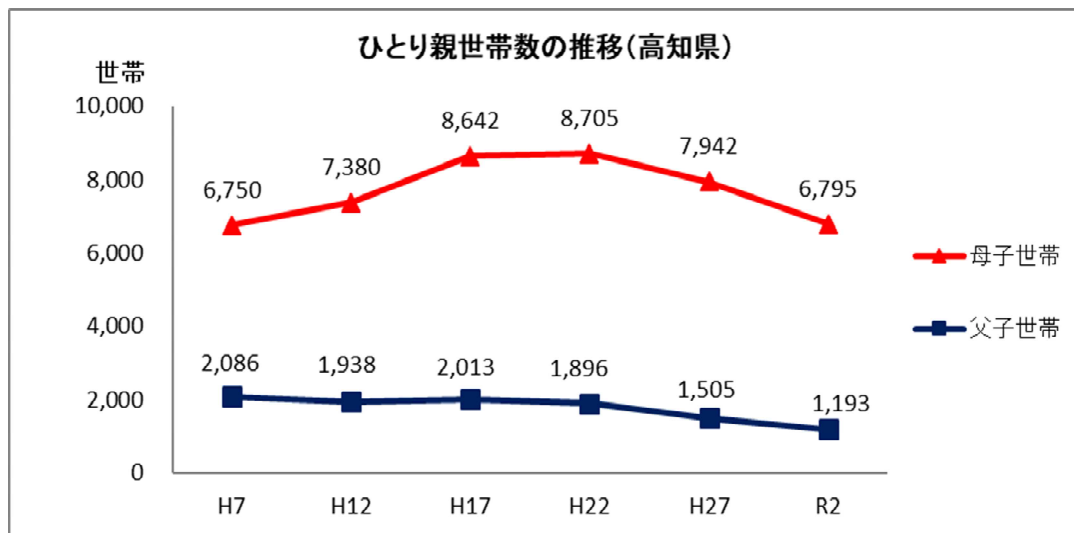
用語	定義
母子家庭 (母子世帯)	離婚等により配偶者（事実上婚姻関係にある場合を含む）のない女子で現在20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる世帯（配偶者以外の同居人（児童の祖父母など）がいる場合も含む）
父子家庭 (父子世帯)	離婚等により配偶者（事実上婚姻関係にある場合を含む）のない男子で現在20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる世帯（配偶者以外の同居人（児童の祖父母など）がいる場合も含む）
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦
ひとり親	母子家庭の母及び父子家庭の父

第2章 高知県のひとり親家庭等の現状と課題

1 高知県のひとり親家庭の現状

(1) 高知県のひとり親家庭の世帯数及び離婚件数の推移

令和2年国勢調査によると、本県の母子世帯は6,795世帯、父子世帯は1,193世帯となっています。世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに減少しています。

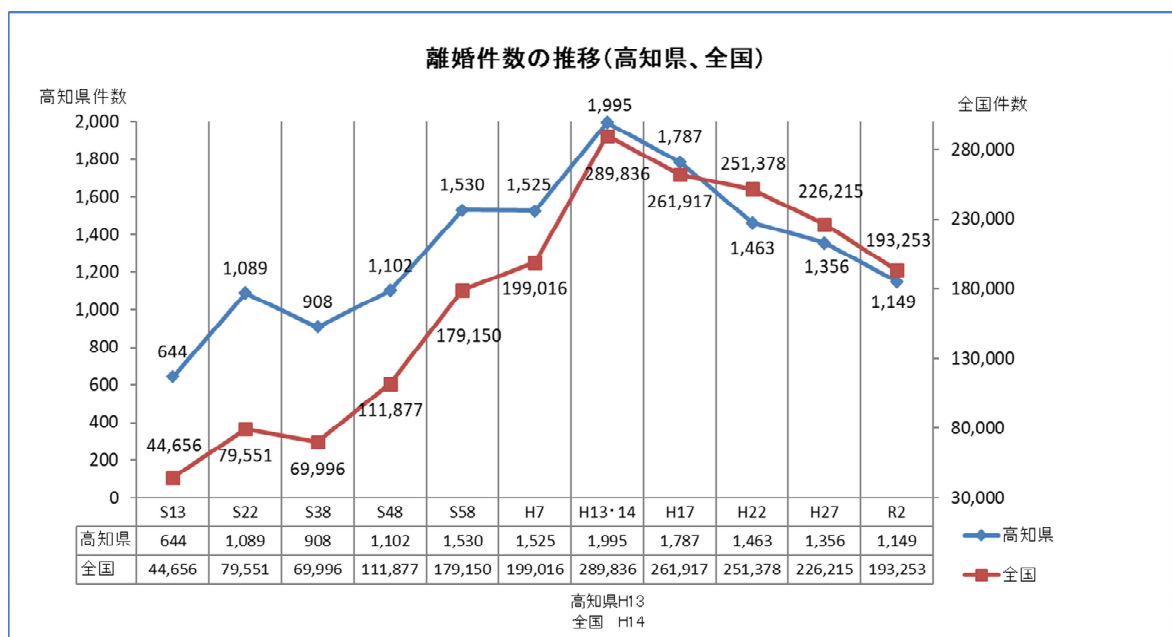


出典：国勢調査（総務省）

本県の離婚件数の推移は、最少であった昭和13年の644件以降、増加傾向にあり、昭和58年には1,500件を越え、平成13年が最も多い1,995件となっています。

しかし、その後は減少し、令和2年には1,149件となっています。

また、全国の離婚件数も、増加傾向にありましたが、平成14年の28万9,836件をピークに減少し、令和2年には19万3,253件と、本県と同様に減少傾向が続いています。



出典：人口動態統計（厚生労働省）

2 第二次計画の基本的な方向別に見た課題(平成28年度実態調査結果より)

(1) 就業支援

ア 第二次計画の進捗状況

① 就業のための支援

- ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいては、就業相談、就業情報の提供、就業のあっせん、移動相談、求人開拓などの就業支援を実施してきました。センターの周知不足に加え、相談者に多い転職希望者の場合、条件に合う求人が見つからず、転職につながりにくかったことや、高知家の女性しごと応援室での就労支援が始まったことなどから、就職者数は、目標を下回っています。
- 児童扶養手当受給者の自立に向けて、受給者のニーズに応じた就業支援等の支援メニューを組合せた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して支援を実施しました。プログラムの利用希望者が少なく、3名の申込みに対して、1名は職業訓練へつなぎ、2名のみの就職となっています。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
相談件数	1,522 件	1,111 件	
就職者数	109 人	60 人	150 人
移動相談	19 回	21 回	25 回
県臨時的任用職員等の雇用に関する求人情報提供件数	376 件	350 件	
自立支援プログラム策定による就職決定者数	26 人	2 人	40 人

<参考>

ハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立支援センター、高知家の女性しごと応援室におけるひとり親の就職状況(平成27年度実績)

機関名		新規求職者数①	就職者数②	就職率②/①
ハローワーク (学卒を除きパートを含む)	全数	43,073 人	15,480 人	35.9%
	うち、ひとり親	2,273 人	900 人	39.6%
ひとり親家庭等就業・自立支援センター(※1)		116 人	60 人	51.7%
高知家の女性しごと応援室 (※1、※2)	全数	254 人	82 人	32.3%
	うち、母子家庭	16 人	5 人	31.3%

提供：高知労働局、児童家庭課(R3.4～子ども・子育て支援課)、
県民生活・男女共同参画課(R3.4～人権・男女共同参画課)

※1 他機関へつないだ後、就職された方も含む。

※2 人数は、相談者のうち、3ヵ月以内の就職希望者の数字。また、母子家庭と把握できた数字を計上。

② 資格や技能の取得への支援

- 資格や技能の取得に向けて、講座等を受講しやすいよう、自立支援教育訓練給付費補助、高等職業訓練促進給付費補助、母子父子寡婦福祉資金貸付制度による資金面での支援を行いました。また、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、就職に役立つパソコン講座の開催や、初心者向けパソコン講習などを実施しました。

○公共職業訓練の実施については、母子家庭の母等が優先的に職業訓練を受講できるようにするため、離職者訓練の定員の中に優先枠（1～2名）を設定（約10コース）してきました。

区分	H23実績	H27実績	H28目標
自立支援教育訓練給付費利用者数	6人	6人	36人
高等職業訓練促進給付費利用者数	156人	82人	180人
就業支援講座開催回数	1回	3回	2回
公共職業訓練の実施による就職者数	8人	8人	

③ 事業主への啓発

○事業主に対して、企業訪問等によりひとり親家庭の雇用について、理解を深めてもらうための啓発活動や助成制度の広報に取り組むとともに、求人開拓による雇用機会の確保に取り組みました。

区分	H23実績	H27実績	H28目標
企業訪問等開拓による求人登録件数	399件	545件	450件

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○母子家庭の正規雇用は進んでいるものの、父子家庭との差は大きい。

親の就業率

- ・母子家庭 H27： 92.0%
- ・父子家庭 H27： 89.2%

勤務先での正規雇用率

- ・母子家庭 H22：49.5% ⇒ H27：56.7%
- ・父子家庭 H22：74.7% ⇒ H27：87.5%

○仕事に関して望む支援は、「技術・資格取得の支援」の要望が最も多い。

技術・資格取得の支援を希望する率

- ・母子家庭 H22：33.2% ⇒ H27：32.5%
- ・父子家庭 H22：19.2% ⇒ H27：24.2%

【関係団体の意見】

- ・就労は、資格がないと厳しい。
- ・就職時の身元保証人の確保が困難な場合、就職が難しい。

ウ 課題

① ひとり親家庭の自立のためには、まずは、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要であることから、ひとり親家庭等就業・自立支援センターの広報を充実するとともに、ハローワークや高知家の女性しごと応援室との連携をさらに強め、就業相談や、就業情報の提供、就業のあっせんなど相談者のニーズに応じたきめ細かな支援を、これまで以上に強化して取り組む必要があります。その際には、転職希望者が多いという状況も踏まえて対応する必要があります。

- ② 自立支援プログラム策定による支援については、利用率があがらない要因として、周知不足が考えられることから、児童扶養手当の現況届等を市町村窓口に提出するタイミングなどを通じて、確実に情報を届ける必要があります。
- ③ 母子家庭の正規雇用率はまだまだ低く、その要因として、就業経験の不足や、十分な技能を有していないことなどが考えられることから、就職に結びつきやすい資格や技能の取得を促進することが必要です。高等職業訓練促進給付費補助の利用者が減少していることも踏まえ、引き続き、制度の周知を充実するとともに、対象資格の拡大などに取り組む必要があります。また、公共職業訓練は、巡回就職支援指導員の就職支援により、就職率が上昇傾向となっていることから、引き続き、公共職業訓練での優先枠の設定など、より良い条件の仕事に就くことができる支援が必要です。
- ④ 事業主への啓発は、企業訪問等による求人登録件数は増加しているものの、就職者数には結びついていないという実態があることから、ひとり親家庭のニーズを踏まえて取り組む必要があります。

(2) 経済的支援

ア 第二次計画の進捗状況

① 経済的支援の充実

○ひとり親家庭等が安定した生活を送ることができるようにするため、児童扶養手当制度、母子父子寡婦福祉資金制度、ひとり親家庭医療費助成制度の情報提供を行うとともに、給付、貸付、助成を行ってきました。

区分	H23実績	H27実績	H28目標
児童扶養手当受給者数	9,053人	8,432人	
母子父子寡婦福祉資金貸付件数	272件	148件	
ひとり親家庭医療費助成受給者数	17,373人	15,845人	

② 養育費確保のための支援

○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、司法書士による養育費に関する専門相談を実施してきました。

区分	H23実績	H27実績	H28目標
専門相談実施回数	17回	24回	24回

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○自身の年間就労収入が200万円未満の世帯は減少しているものの、母子家庭は過半数を占めている。

自身の年間就労収入が200万円未満の世帯率

- ・母子家庭 H22： 67.4% ⇒ H27： 56.8%
- ・父子家庭 H22： 41.7% ⇒ H27： 28.5%

○家計が“苦しい”と感じている世帯は7割を超えている。

家計が“苦しい”と感じている世帯の割合

- ・母子家庭 H22： 79.8% ⇒ H27： 75.6%
- ・父子家庭 H22： 82.3% ⇒ H27： 73.1%

○養育費を受けている世帯は増えているものの、割合が少ない。

養育費を受けている世帯の割合

- ・母子家庭 H22： 16.8% ⇒ H27： 22.1%
- ・父子家庭 H22： 2.6% ⇒ H27： 4.2%

【関係団体の意見】

- ・4カ月ごとに支給される児童扶養手当は、家計管理が難しい。

ウ 課題

- ① 母子家庭の年間就労収入は、200万円未満の世帯が56.8%となっているなど、家計が苦しいと感じている割合が、母子家庭で7割を超えていることから、就業のための支援を行うとともに、児童扶養手当の現況届等を市町村の窓口に提出するタイミングなどを通じて、母子父子寡婦福祉資金の貸付などの経済的な支援に関する情報を確実に届ける必要があります。特に、母子父子寡婦福祉資金については、平成26年10月から父子家庭も対象となっていますが、利用者が少ないことから、母子家庭はもちろん、父子家庭に対する制度の周知が必要です。
- ② 養育費を受けている世帯は依然として少ないことから、養育費を受けることにより、安心した生活を送ることができるよう、経済的に厳しい状況にある母子家庭等の養育費の確保に向けた相談機能の充実などを進めていく必要があります。
- ③ 児童扶養手当の支給月については、現在、国において議論されていることから、その動向を注視し、必要に応じて、国等への政策提言を行う必要があります。

(3) 日常生活支援

ア 第二次計画の進捗状況

① 保育・子育て支援の充実

- 平成27年度より子ども・子育て支援新制度がスタートし、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて行う延長保育、一時預かり、病児保育、子育て短期支援事業などの事業に対しての支援を行っています。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブや放課後子ども教室は、現在、32市町村で、全小学校区の約94%で実施されています。
- 地域子育て支援センターの運営・取組に対する補助や、子育て支援の従事者への研修会を開催するなど、地域における子育て支援体制の機能の充実強化に取り組み、現在、23市町村に45ヶ所設置されています。
- 母子生活支援施設に入所している方の、こころとからだと生活の安定を図るための援助を進め、自立に向けた、日常生活や就労の支援、子育て支援を行っています。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
延長保育	97 か所	139 か所	117 か所 ※
休日保育	1 か所	11 か所	8 か所※
一時預かり	31 か所	70 か所	35 か所※
病児保育	7 か所	8 か所	13 か所※
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	1 市	1 市	1 市
子育て短期支援事業（ショートステイ）	15 市町村	26 市町村	17 市町村
放課後児童クラブ、放課後子ども教室	200 か所	316 か所	/
地域子育て支援センター	39 か所	44 か所	45 か所※

※は高知県次世代育成支援行動計画のH26年度目標値

② 住宅確保のための支援

- 県営住宅の入居者選考において、ひとり親家庭への優遇措置を講じているものの、募集戸数に限りがあることや、高齢者や障害者世帯にも優遇措置を講じていることから、現状では、全てのひとり親家庭の入居希望には応えることができていない状況です。

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○小学校入学前の子どもが保育所等の施設を利用している割合が高い。

- ・母子家庭 H27： 87.7%
- ・父子家庭 H27： 72.5%

○帰宅時間は、「午後6時～午後8時までの間」が最も多い。

午後6時～午後8時までの間に帰宅する世帯の割合

- ・母子家庭 H22： 41.2% ⇒ H27： 44.5%
- ・父子家庭 H22： 42.1% ⇒ H27： 49.5%

○子どもが病気のとき、主に世話をする者は「自分」が最も多い。

子どもが病気のとき、自分が主に世話をする世帯の割合

- ・母子家庭 H22： 70.4% ⇒ H27： 71.2%
- ・父子家庭 H22： 45.4% ⇒ H27： 54.4%

【関係団体の意見】

- ・子どもが保育所から小学校に上がる時、土曜日に預かってもらえるところがどこにもないので仕事を変えざるを得ない。
- ・ファミリー・サポート・センターは、利用料が高くて、利用しづらい。

ウ 課題

- ① 保護者のニーズに合った、きめ細かな支援を充実するため、引き続き、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき市町村が実施する事業に対して支援を行う必要があります。特に、親の帰宅時間をみると「午後6時～午後8時の間」が最も多くなっていること、子どもが病気のと時の世話は、父又は母自身が行う世帯が最も多いことから、延長保育や、病児保育、ファミリー・サポート・センターなど、多様な保育・子育て支援サービスの充実を図る必要があります。
- ② 放課後児童クラブを土曜日にも実施する市町村への支援を行っていますが、人員確保が困難等の理由により、保護者等のニーズに応えることができていない市町村もあります。引き続き、放課後児童クラブ等の取組内容の充実を、市町村に働きかける必要があります。
- ③ これらに加えて、一人で過ごす時間が多い子どもたちに対しての居場所づくりが必要です。

(4) 情報提供・相談支援

ア 第二次計画の進捗状況

① 相談機能の充実、強化

○就業などのさまざまな支援を推進していくため、関係機関との情報共有や連携により、求人情報など、ひとり親家庭等の方へ、就職情報や、相談機関等の情報提供を行いました。また、個別の相談への支援にも取り組むとともに、ひとり親家庭を支えていただいている関係者の資質の向上を図る研修会を開催しました。

② 情報提供機能の充実

○ひとり親家庭のほとんどが、生活費のこと、子どものこと、仕事のことなど、多くの悩みや不安を抱えているため、ひとり親家庭等への啓発冊子「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、市町村と連携してひとり親家庭への配付や、各家庭を見守っている保育所や学校関係など関係機関に配付し、相談窓口や各種制度の周知を行いました。

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○母子家庭、父子家庭とも制度の認知度が低い。特に、母子家庭の認知度の低さが悪化している制度が見られる。

制度を知らない割合

	母子家庭		父子家庭		全体 (母子家庭+ 父子家庭)
	H22	H27	H22	H27	H27
自立支援教育訓練給付金	45.9%	46.3%	-	67.1%	53.2%
高等職業訓練促進給付金	45.9%	53.5%	-	68.0%	58.1%
児童扶養手当	4.3%	4.0%	27.0%	13.4%	7.1%
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	44.0%	48.6%	-	61.2%	52.8%
ひとり親家庭医療費助成事業	10.7%	10.0%	43.5%	33.2%	17.6%
上記、5つの給付金等の計		32.0%		48.0%	37.2%

○仕事に関して特に望む支援が「訓練受講の際の経済的支援」と回答した世帯の「高等職業訓練促進給付金」の認知度が低い。

・制度を知らない割合：64.7% (58.1%)

○高校生の子どもがいる世帯で、高校卒業後、子どもを希望する進路に進ませるうえでの課題が「教育費の負担」と回答した世帯の「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」の認知度が低い。

・制度を知らない割合：54.2% (52.8%)

○現在の悩みが「生活費」と回答した世帯の「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」の認知度が低い。

・制度を知らない割合：58.1% (52.8%)

※()は回答者全体の割合

ウ 課題

- ① 平成 27 年度ひとり親家庭実態調査において、前回の調査時より、認知度が低下している制度があるなど、ひとり親家庭に対する情報の提供が十分にできていないことから、離婚届提出時や児童扶養手当現況届提出時など、あらゆる機会を通じて、積極的に情報発信を行い、情報を確実に届ける必要があります。
- ② 相談の場面においては、それぞれの悩みや課題に対して、相談者のニーズに応じて、多様な支援メニューをお伝えするとともに、他の支援機関につなげるなど、総合的な支援が行えるよう相談支援体制を充実する必要があります。

3 第三次計画の延長にあたっての課題(令和3年度実態調査結果より)

① 情報提供・相談体制

【支援制度等の認知度】

支援制度等(母子家庭)	認知度			支援制度等(母子家庭)	認知度		
	知っている	知らない	今後利用したい		知っている	知らない	今後利用したい
ひとり親家庭等就業・自立支援センター就業支援事業	67.3%	22.4%	8.5%	高等職業訓練促進給付金	56.8%	32.1%	11.3%
ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談事業	55.3%	33.4%	8.2%	職業訓練受講給付金(求職者支援制度)	60.1%	28.7%	10.0%
自立支援教育訓練給付金	61.9%	27.3%	11.8%	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	64.0%	25.4%	11.0%

- ・ひとり親家庭への主な支援制度や支援機関等について、3割前後の世帯が知らないと回答していますが、1割程度が「今後利用したい」と回答しており、ニーズがある世帯に確実に情報を届ける必要があります。
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける「就業支援事業」は知っているものの、「相談事業」は知らない世帯が1割以上あるため、認知度の向上と利用促進のための取組が必要です。

② 就業支援

【勤務先での正規雇用率】

母子家庭 H27 : 56.7% ⇒ R3 : 53.7% 父子家庭 H27 : 87.5% ⇒ R3 : 87.4%

- ・ひとり親家庭の自立のためには、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要です。

【仕事に関して特に望む支援(就労支援)】

母子家庭	仕事の紹介	技術・資格取得の支援	職業訓練の機会の充実	訓練受講の際の経済的支援	仕事に関する相談窓口の充実
	18.2%	31.3%	8.0%	17.9%	8.7%

- ・就労支援では約3割が「技術・資格取得支援」を求めています。各種支援給付金の認知度は4～6割程度であり、知らない世帯の約1割が利用を希望している状況であるため、支援制度の情報を、ニーズのある世帯に確実に届ける必要があります。

③ 経済的支援

【自身の年間就労収入が200万円未満の世帯率】

母子家庭 H27 : 56.8% ⇒ R3 : 46.3% 父子家庭 H27 : 28.5% ⇒ R3 : 22.0%

- ・就労収入200万円未満の世帯が母子家庭の約半数を占めており、母子・父子家庭ともに7割超の世帯が家計の苦しさを実感しています。就業のための支援や、経済的な支援が必要な家庭が確実に支援を受けることができるよう情報提供の強化を図ることが必要です。

【養育費を受けている世帯の割合】

母子家庭 H27 : 22.1% ⇒ R3 : 25.9% 父子家庭 H27 : 4.2% ⇒ R3 : 7.0%

- ・養育費を受けている世帯は少ないため、養育費の確保に向けた支援が必要です。

第3章 第二次計画以降の国の動向

◆母子及び寡婦福祉法の改正（H26.4 成立、H26.10 施行）

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

主な改正内容

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- 就業支援の強化
 - ・高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。
- 子育て・生活支援の強化
 - ・保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。
 - ・子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- 施策の周知の強化
 - ・就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

◆児童扶養手当法の改正

主な改正内容

- 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し（H26.4 成立、H26.12 施行）
 - ・公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。
- 児童扶養手当の多子加算額の増額（H28.5 成立、H28.8 施行）
 - ・児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5,000円から最大10,000円に、第3子以降に係る加算額を3,000円から最大6,000円に引き上げる。
- 支払回数を年3回から年6回に変更（H30.9 施行）
- 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し（R3.3 施行）
 - ・児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できるよう改正
 - ・障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する所得の範囲に非課税公的年金給付等を加える。

◆母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の見直し

(H27.10 公布)

見直しの方向性

- ①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施。
- 「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成25年8月）で示された課題、平成26年度の関連法令改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施）、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び面会交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項を追加。

◆母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の改正

（令和2年3月23日厚生労働省告示、対象期間：令和2～6年度）

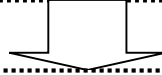
第3の2(3) 福祉サービス提供、職業能力の向上支援、その他生活の安定向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 <国が示す施策のうち都道府県で実施しているもの及び独自施策を記載>

改正内容

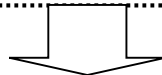
- ①相談支援体制の整備
（相談機関関係職員の研修、支援策や相談窓口の分かりやすい情報提供 等）
- ②子育て支援、生活の場の整備
（保育サービスの充実、公営住宅の積極的活用、生活向上事業の実施 等）
- ③就業支援策
（自立支援プログラム策定、資格取得に係る各種職業訓練支援制度、貸付 等）
- ④養育費確保及び面会交流に関する取決めの促進
（広報啓発の推進、養育費に関する相談支援、面会交流に関する相談支援 等）
- ⑤経済的支援策（母子父子寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当の適正給付、情報提供 等）
- ⑥広報啓発（パンフレットやSNS等を活用した広報啓発活動）
- ⑦相談に従事する職員や窓口対応を行う職員に対する研修等の実施
（母子・父子自立支援員、就業支援専門員、その他相談関係職員を対象とした研修 等）

◆すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）（注）
（平成 27 年 12 月 21 日「子どもの貧困対策会議」決定）

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。



- 平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定



すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実。
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築。
- 【主な内容】
- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。
- 【主な内容】
- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など



- 平成 28 年度通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

（注）「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定（平成 28 年 2 月 23 日）

◆子供の貧困対策に関する大綱の改正（令和元年11月29日閣議決定）

改正のポイント

1. 目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す。
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

2. 基本的方針

- ①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- ②支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮
- ③地方公共団体による取組の充実

3. 指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

4. 指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
- 真に支援が必要な低所得世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援
- 生活困窮家庭の親の自立支援
- ひとり親への就労支援
 - ・資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援
- 児童扶養手当制度着実な実施
 - ・支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進
 - ・養育費の取り決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続きの実効性の向上

第4章 取組の方向と施策

1 基本理念

ひとり親家庭等の自立を促進するにあたっては、「収入を安定的に得ることができる仕事を確保すること」、「経済的支援や子育て支援など生活の安定を図ること」、そして、「ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望を持って育つことができる環境を整えること」が重要です。

そのため、本計画の基本理念として、「ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境づくり」を掲げ、取組を進めます。

2 基本的な方向

基本理念を実現するための基本的な方向を「情報提供・相談体制の強化」、「就業支援の強化」、「経済的支援の充実」、「日常生活支援の充実」の4項目に体系化し、ひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

(1) 情報提供・相談体制の強化

「高知県ひとり親家庭実態調査」の結果を見ても、様々な制度の情報がひとり親家庭に十分に届いていません。そのため、まずは、支援が必要な家庭に必要な情報を確実に届けるとともに、様々な相談に的確に対応できる総合的な支援を行う相談支援体制を充実します。

(2) 就業支援の強化

ひとり親家庭の自立のためには、まずは、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要です。そのため、就業支援機関が連携し、養育状況などに応じたきめ細かな支援に取り組むとともに、職業能力向上のための訓練を充実します。

(3) 経済的支援の充実

ひとり親家庭の自立のためには、就業支援とともに、経済的支援が必要です。そのため、経済的支援が必要な家庭が確実に支援を受けることができるよう取り組むとともに、養育費の確保に向けた取組を充実します。

(4) 日常生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して生活し、また、働きながら子育てができるようにするためには、生活面や子育て面での支援が重要です。そのため、住居への支援や多様な保育サービス等の充実、子どもの居場所づくりに取り組みます。

(5) 実態調査結果（令和3年度）を踏まえた今後の取組

本年度の調査結果では、新型コロナウイルス感染症拡大による世帯収入の減少や、家計の収支の悪化に伴う精神面での不安の増加など、ひとり親家庭を取り巻く生活状況が悪化し、とりわけ低所得世帯が一段と厳しい状況が見られました。

こうした結果を踏まえ、下記の支援策に取り組んでいきます。

① 情報提供・相談体制の強化

- 資格取得を支援する各種の就業支援制度や、手当・貸付等の経済支援制度の情報を確実に届けるために、令和4年4月から運用を開始する「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用し、プッシュ型（行政の側から住民に必要な情報を積極的に知らせることで、様々な行政サービスを対象者が漏れなく利用できるようにする）の情報提供を推進します。
- ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談支援機能の強化として、遠方の方も利用可能なオンライン相談を拡充するとともに、毎月の弁護士相談枠を拡大し、養育費に関する相談への対応を充実します。

② 就業支援の強化

- 資格取得を支援する各種の就業支援制度の情報を確実に届けるために、「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用し、プッシュ型の情報提供を推進します。
- 就職相談に関しては、「高知家の女性しごと応援室」との連携強化を図り、個々のニーズに応じて相互に紹介を行います。

③ 経済的支援の充実

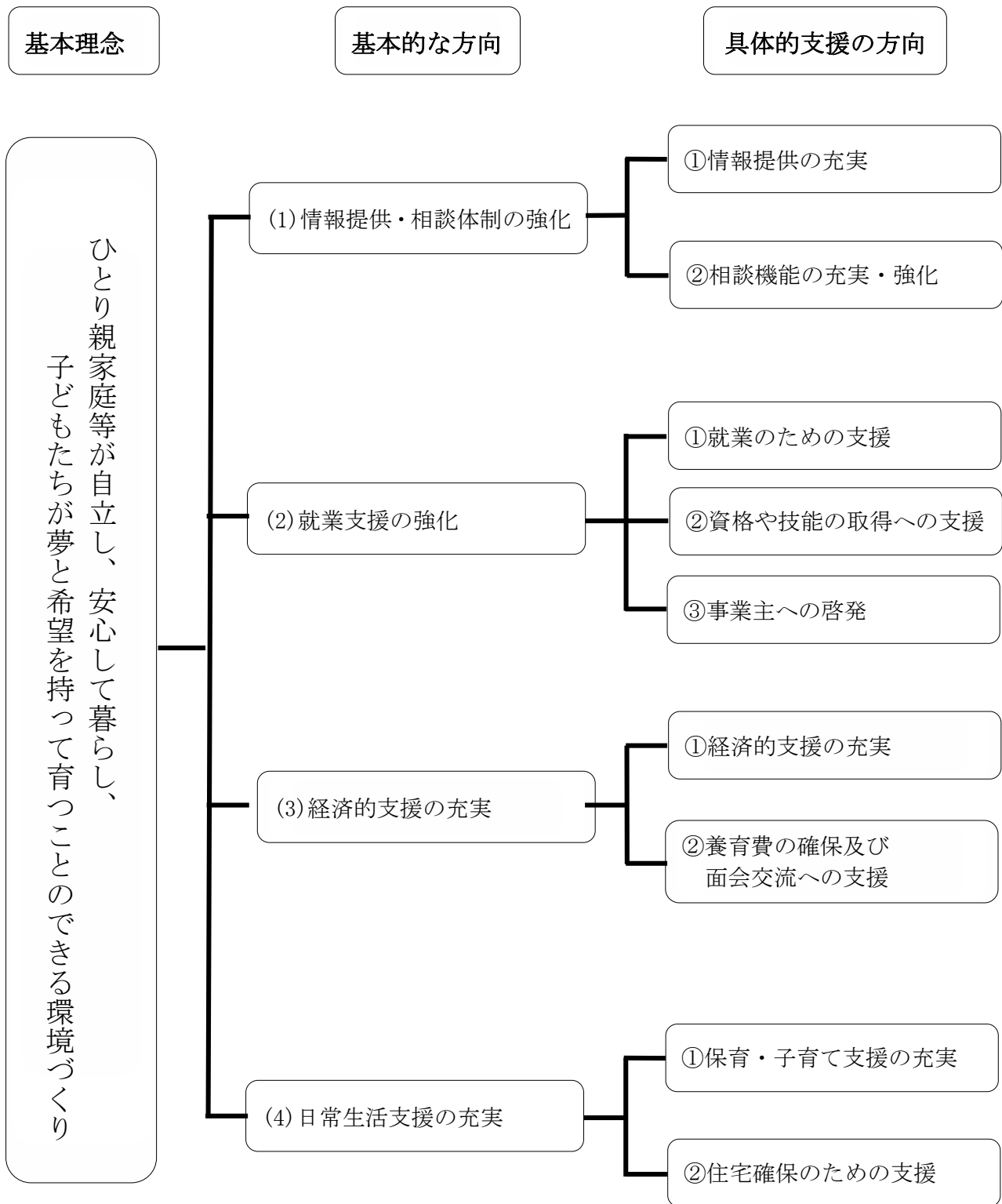
- 資格取得を支援する各種の就業支援制度や、手当・貸付等の経済支援制度の情報を確実に届けるために、「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用し、プッシュ型の情報提供を推進します。
- ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、毎月の弁護士相談枠を拡大し、養育費に関する相談への対応を充実します。

④ 日常生活支援の充実

- 高知版ネウボラの取組において、子どもの送迎・預かり等の支援を行うファミリー・サポート・センター事業の拡大など子育て支援サービスを充実します。
- 子育てに課題を抱える子どもと家庭を支援するために、子ども家庭総合支援拠点の設置促進や、スクールソーシャルワーカーと市町村児童福祉部署との連携支援体制の強化に向けた取組を推進します。

3 計画の体系

「基本理念」、「基本的な方向」及び「具体的支援の方向」をまとめると、次のような体系になります。



4 具体的な施策

(1) 情報提供・相談体制の強化

① 情報提供の充実

ア 現行支援制度の周知

【障害福祉課、子ども・子育て支援課、人権・男女共同参画課、県民生活課】

- ・「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、市町村の協力を得て、現況届提出時にとどまらず、離婚届や転入届提出時、保育所の手続時、児童扶養手当の受給資格認定時など様々な機会を通じて、ひとり親家庭に配布します。加えて、ひとり親の支援等を行う市町村や県福祉保健所、関係団体等、さらには、ひとり親家庭により身近な保育所や学校等にも配布を行い、支援制度の情報を確実に届けます。
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターのホームページや「ひとり親家庭相談支援アプリ」（令和4年4月から運用開始）を通じた制度・窓口等の情報提供、さらには、広報誌や制度等をPRするための手に取りやすいカードを活用した周知など、情報発信を積極的に行います。

イ 相談窓口の周知

【地域福祉政策課、障害福祉課、子ども・子育て支援課、人権・男女共同参画課】

- ・ひとり親家庭の相談窓口（※）や、地域に密着した相談に応じている民生委員・児童委員の周知を図ります。特に、父子家庭では、相談事業拡充への要望の比率が母子家庭より高くなっていることから、県福祉保健所や市町村などにおける父子家庭の生活相談窓口の強化を図るとともに、「まずどこに相談したらいいかわからない方」向けのリーフレットを配布し、ひとり親相談窓口に誘導します。

※県福祉保健所、市町村、ひとり親家庭等就業・自立支援センター、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター「ソーレ」、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）など

ウ 「ひとり親家庭相談支援アプリ」の活用（令和4年4月～）

【子ども・子育て支援課】

- ・資格取得を支援する各種の就業支援制度や、手当・貸付等の経済支援制度の情報を必要な家庭に確実に届けるために、「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用して、プッシュ型の情報提供を推進します。

② 相談機能の充実・強化

ア 相談体制の充実

○ ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談 【子ども・子育て支援課】

- ・総合的な支援を行う機関として、就業や生活支援など相談の内容に応じて、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター「ソーレ」、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を行うとともに、必要に応じ

て適切な関係機関につながります。

- ・ひとり親が支援制度や相談窓口などの情報を容易に把握できるよう、「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用して積極的な情報発信を行い、相談体制の強化を図ります。（令和4年度～）
- ・遠方の方も利用可能なオンライン相談を拡充するとともに、毎月の弁護士相談枠を拡大し、養育費に関する相談への対応を充実します。
- ・利用者へのアンケートを実施し、さらにニーズを把握することにより、総合的な支援ができる相談体制を充実します。

○ 県福祉保健所における相談 【子ども・子育て支援課】

- ・高等職業訓練促進給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の相談に対応するとともに、市町村等の関係機関との情報共有など連携した相談対応を行います。

○ 教育関係機関における相談 【人権教育・児童生徒課】

- ・学校等では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもや保護者の様々な悩みに対して相談や支援を行います。
- ・心の教育センターでは、不登校やいじめなど、子どもの教育に関する悩みや、発達上の課題、行動上の課題等について、子どもたちや保護者等の抱える不安や悩みに応えるため、専門性の高い人材を配置して、ワンストップ&トータルな教育相談支援体制を充実させ、面談・電話等による相談事業を行います。また、教育に関する相談を一元的に受理し、学校及び関係機関と連携を密接に図りながら、相談者に寄り添った支援を行います。

○ 市町村社会福祉協議会等における相談 【地域福祉政策課】

- ・生活困窮者の相談支援事業に取り組み、必要に応じて適切な支援機関につなぐとともに、住宅を喪失又はその恐れのある者への住宅費の支給や、家計に課題のある生活困窮者に対する家計収支の改善や家計能力の向上等のための相談支援を行います。

○ その他の関係機関における相談 【障害福祉課、人権・男女共同参画課、県民生活課】

- ・療育福祉センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソール」、消費生活センター等では、各相談窓口で受け付けた内容に応じ、ひとり親家庭等就業・自立支援センターや高知家の女性しごと応援室等の適切な関係機関につながります。

イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上 【子ども・子育て支援課】

- ・母子・父子自立支援員等の相談関係者が、個々の状況に応じた対応が適切にできるよう、国等が行う各種研修会への参加やひとり親家庭の自立支援に必要な知識の習得に関する研修の実施により、資質の向上に努めます。

(2) 就業支援の強化

① 就業のための支援

ア ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援

【子ども・子育て支援課】

○ 就業情報の提供、就業のあっせん

- ・「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用し、必要な家庭に就業に関する様々な支援制度の情報をプッシュ型で提供する。（令和4年度～）
- ・センターの広報を充実するとともに、ひとり親家庭等の家庭の状況や職業の適性、就業経験、職業訓練の必要性など、一人ひとりの状況に応じた就業相談や、就業情報の提供、就業のあっせんなど、ニーズに応じたきめ細かな就業支援を行います。また、ハローワークや高知家の女性しごと応援室とは、新たな連絡会の設置等により、連携をさらに強化し、ひとり親家庭等のニーズに応じた求人情報を提供するなど、就職者数の増加を図ります。ハローワークとは、子育て中の方を対象として設置されたハローワーク高知マザーズコーナーとの連携を強化・充実します。
- ・ひとり親家庭等のニーズに合った在宅ワークなどを含め、企業開拓に努めます。

イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援

【人権・男女共同参画課】

- ・就職を希望する母子家庭の母親等に対して、一人ひとりの適性や経歴に応じたキャリア・コンサルティング、職業訓練などのスキルアップの機会への誘導、さらには、幅広い求人情報を通じて職業紹介を行うなど、母子家庭の生活環境や子育て事情に配慮しながら、安定した就労に向け、より一層きめ細かな支援を行います。

ウ 生活困窮者自立支援制度による就業支援

【地域福祉政策課・福祉指導課】

- ・直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、半日や週3日といった柔軟な働き方のできる認定就労訓練事業所での就労訓練を活用した就労支援を行うとともに、生活保護受給者等自立促進事業（ハローワーク事業）の積極的活用による就労支援を強化します。

エ 自立支援プログラム策定による支援

【子ども・子育て支援課】

- ・児童扶養手当受給者の職業的自立を支援するため、手当の現況届等の提出時を通じた周知を充実するとともに、生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況など、個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラムを策定します。また、策定したプログラムに基づき、ハローワークと連携して、就業に至るまでの支援を行うとともに、就職後においても自立のための支援を行います。

② 資格や技能の取得への支援

ア 資金面での支援

【子ども・子育て支援課】

○ 自立支援教育訓練給付金事業

- ・ひとり親が資格や技能を取得するため、指定された講座を受講する場合、受講料の一部を補助します。

○ 高等職業訓練促進給付金等事業

- ・就職に有利な看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得のため、ひとり親が1年以上養成機関で修業する場合（令和3年度は6月以上修業の場合も対象）、その修業期間（上限4年）について生活保障としての給付金などを支給します。

○ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ※返還免除の規定あり

- ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付を行い、資格取得を促進します。
- ・「住宅支援資金」貸付（令和3年度～）
母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に対し、住居の借り上げに必要な資金について、償還免除付の無利子貸付を行います。

○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- ・より良い条件の就職や転職に向け、ひとり親家庭の親子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講費用の一部を助成します。

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度（技能習得資金・生活資金）

- ・ひとり親等が資格や技能を取得するために必要な授業料、交通費、また、技能取得中5年以内における生活費などの貸付を行います。

イ 技能を取得するための講座や職業訓練

○ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる支援 【子ども・子育て支援課】

- ・能力開発訓練の受講を勧めるなど資格取得のための支援を行うとともに、パソコン講座等就業支援講座の開催や、職務経歴書の書き方など就職に役立つ講義を行います。

○ 公共職業訓練 【雇用労働政策課】

- ・母子家庭の母親等が、民間教育訓練機関を活用した職業訓練を受ける際、直ちに訓練が受けられるよう、優先枠を設定し、早期の就職を支援します。

③ 事業主への啓発

ア 事業主への啓発の推進 【子ども・子育て支援課】

- ・事業主に対して、ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される特定就職困難者雇用開発助成金など就業機会創出のための支援制度の周知を図るとともに、ひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動やひとり親家庭のニーズに沿った求人の開拓を行い、就業機会の確保に努めます。

(3) 経済的支援の充実

① 経済的支援の充実

ア 経済的支援制度による支援

○ 児童扶養手当の適正な支給 【子ども・子育て支援課】

・市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、プライバシーに配慮するなど、適正な支給業務を行います。

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付 【子ども・子育て支援課】

・市町村と連携して母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーに配慮するなど、適正な貸付業務を行います。また、平成26年10月から父子家庭も対象になったことから、父子家庭に対する制度について、周知を充実します。

○ ひとり親家庭医療費の助成 【子ども・子育て支援課】

・病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の自己負担分への助成を行います。

○ 生活福祉資金貸付制度による適正な貸付 【地域福祉政策課】

・生活福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーに配慮するなど、適正な貸付業務を行います。

イ 子どもに対する支援

○ 高等学校等就学支援金等の支給 【私学・大学支援課、高等学校課、特別支援教育課】

・高等学校等に在籍する低所得世帯の生徒の教育費負担の軽減を図るため、授業料支援のための就学支援金と授業料以外の教育費支援のための奨学給付金を支給します。
・特別支援学校等に在籍する児童生徒の家庭の経済状況等に応じて、就学のために必要な教育関係経費について補助（就学奨励費制度）を行います。

○ 私立中学校等修学支援実証事業の実施（令和3年度まで） 【私学・大学支援課】

・私立小中学校に在籍する低所得世帯の生徒の教育費負担の軽減と併せ、効率的な経済支援に関する検討に資するための実態把握の調査を行います。

○ 私立学校等授業料の減免 【私学・大学支援課】

・私立学校等が行う授業料等減免事業に対して補助を行い、高校生等のいる低所得世帯の経済的負担を軽減します。

○ 無利子奨学金の貸与 【高等学校課】

・経済的理由等で高等学校等への進学を断念することがないように、奨学金の貸付を行い、生徒の進学及び修学を支援します。

② 養育費の確保及び面会交流への支援

ア 広報・啓発活動の実施

【子ども・子育て支援課】

- ・市町村と連携し、児童扶養手当の現況届の提出時など様々な機会を通じて、養育費や面会交流に関する情報提供や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している法律相談、養育費相談支援センターについての情報提供を行います。

イ 法律相談の充実

【子ども・子育て支援課】

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取り決めや履行確保などに関する問題を解決するため、毎月の弁護士相談枠を拡大し、専門家による個別相談を充実します。

(4) 日常生活支援の充実

① 保育・子育て支援の充実

ア 保育サービス等の充実

○ 保育所等優先的利用の推進 【子ども・子育て支援課、幼保支援課】

- ・ひとり親の就業や求職活動等を支援するため、保育所等への入所を優先的に取り扱うよう市町村に働きかけます。

○ 保育サービス等の充実 【幼保支援課】

- ・仕事と子育ての両立支援を進めるため、延長保育・休日保育・一時預かり・病児保育の充実に取り組みます。

○ 保育料の軽減 【幼保支援課】

- ・3人以上の子どもがいる家庭に対し、経済的負担の軽減を図るため、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化の助成を行います。

イ 子育てや生活面での支援体制の整備

○ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）の推進 【子ども・子育て支援課】

- ・親が仕事等のために帰宅が遅くなる場合や病気などの場合に、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業の拡充に取り組みます。

○ 放課後児童クラブ等の充実 【生涯学習課】

- ・放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。
- ・学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組みます。

○ 放課後児童クラブの優先的利用等の推進 【子ども・子育て支援課、生涯学習課】

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブの優先的利用の促進を市町村に働きかけます。
- ・ひとり親家庭等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。

○ 地域子育て支援センター等の拡充 【子ども・子育て支援課】

- ・子育てに関する相談や子育てサークルの育成・支援、親と子どもの交流の場を提供している地域子育て支援センター等の拡充に取り組みます。

○ ファミリー・サポート・センターの設置の促進 【人権・男女共同参画課】

- ・子育ての援助を受けたい人で行いたい人がそれぞれ会員登録し、会員間で子育ての助け合いをする仕組みであるファミリー・サポート・センターの拡大に取り組みます。

○ **子どもの居場所づくりへの支援** 【子ども・子育て支援課】

- ・子どもたちが、家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所となるとともに、親や子どもたちが地域とつながる場としての機能も期待される「子ども食堂」が県内全域に広がるよう取り組みます。

○ **学習支援事業の実施** 【小中学校課】

- ・貧困の連鎖をなくすため、生活困窮者世帯の子どもを中心に、地域での子どもの居場所づくりを兼ねた学習支援を進めます。
- ・小中学校が行う補充学習の充実のため、学習支援員の人材確保や補充学習の内容の充実を支援します。

○ **学習支援員事業の実施** 【高等学校課】

- ・高等学校では放課後の補力補習やチーム・ティーチングによる授業における学習指導補助など、学習の活性化及び基礎学力の定着と向上を図る取組を支援します。

○ **母子生活支援施設の支援機能の充実** 【子ども・子育て支援課】

- ・離婚等により生活や子どもの養育が困難になった母子家庭に対して、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設において、母子支援員による相談対応や専門機関への紹介、心理士による心理療法、少年指導員による学習指導など自立に向けた日常生活や就労の支援、子育て支援を行うとともに、母子生活支援施設における子育て短期支援事業の実施等により地域の子育て支援を充実します。

② **住宅確保のための支援**

ア 住居を確保するための取組

○ **公営住宅への入居について優遇措置の実施** 【住宅課】

- ・ひとり親家庭などの県営住宅への入居者選考において、優遇措置を講じ、入居への配慮を行います。

○ **民間賃貸住宅への入居支援** 【住宅課】

- ・ひとり親家庭など子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を支援するため、高知県居住支援協議会のホームページにおいて住宅確保要配慮者向けの住宅に関する情報提供を行います。

○ **母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)** 【子ども・子育て支援課】

- ・ひとり親家庭等が住宅を建築、購入、増築、改築、補修等するために必要な資金、転居時の住宅の賃借、家財運搬に必要な資金などの貸付を行います。

5 目標値

ひとり親家庭等自立促進計画に関する数値目標

分野	項目	当初計画		延長計画		備考
		現状値 H27年度	目標値 R3年度	現状値 R2年度	目標値 R5年度	
情報提供・相談体制の強化	ひとり親家庭に関する制度(※1)の認知度(制度を知らない人の割合)	37.2%	20.0%	(R3) 28.4%	20.0%	ひとり親家庭等実態調査による数値
	ひとり親家庭等就業・自立支援センターへの相談件数	1,111件	1,500件	846件	1,000件	
	ひとり親家庭支援アプリ(LINE)累計登録者数	—	—	—	2,000人	
	母子・父子自立支援員等の研修会数	3回	5回	3回		削除
	ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談利用者アンケート(来所者)における満足度	—	—	(R2) 82.9%	95.0%	
就業支援の強化	ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職率	51.7%	60.0%	52.2%	60.0%	
	移動相談実施回数	21回	25回	2回		削除
	企業訪問開拓による求人登録件数	545件	600件	717件		削除
	ひとり親家庭等就業・自立支援センターと女性しごと応援室が連携した職業紹介実施率	—	—	4.3%	70.0%	「日本一の健康長寿県構想」に掲げる目標値
	高知家の女性しごと応援室における就職率(※2) (3か月以内の就職希望) (注)R2～就職者数に目標値変更	46.5%	60.0%	117人	800人 (R2-5累計)	「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標値(R6)
	ひとり親家庭等就業・自立支援センターに臨時的任用職員等の求人情報を提供している市町村数	0市町村 (※3)	全市町村	2市		削除
	自立支援プログラム策定による就職者数	2人	15人	1人	10人	
	自立支援教育訓練給付金利用者数	6人	10人	29人	25人	
	高等職業訓練促進給付金利用者数	82人	220人	67人	75人	
	高等職業訓練促進給付金による資格取得者数	31人	75人	23人	30人	
	高等職業訓練促進給付金による正規雇用者数	14人	50人	17人	25人	
	母子父子寡婦福祉資金利用者数 (技能習得資金・生活資金)	10人	15人	4人	10人	
	就業支援講座開催回数	3回	5回	4回		削除

分野	項目	当初計画		延長計画		備考
		現状値 H27年度	目標値 R3年度	現状値 R2年度	目標値 R5年度	
経済的支援 の充実	法律相談利用者数	68人	120人	84人	100人	
日常生活 支援の充実	延長保育（地域型保育等含む）	139か所	149か所	140か所	140か所	「高知県子ども・子育て 支援事業支援計画」に掲 げる目標値（R6）
	休日保育（地域型保育等含む）	11か所	13か所	12か所		削除
	一時預かり	70か所	100か所	110か所	110か所	「高知県子ども・子育て 支援事業支援計画」に掲 げる目標値（R6）
	病児保育	8か所	17か所	24か所	25か所	”
	子育て短期支援事業	26市町 村	全市町村 で必要に 応じて利 用できる	27市町村	全市町村	”
	放課後児童クラブ・ 放課後子ども教室の実施校率 （小学校）	93.0%	95.0%	96.3%	100.0%	”
	地域子育て支援拠点事業	44か所	50か所	49か所	51か所	”
	ファミリー・サポート・センター 事業実施市町村数 （注）R2～提供会員数に目標値変更	2市町	13市町 村	858人	1,100人	”
	子ども食堂	—	120か所	81か所	120か所	「高知家の子どもの貧困 対策推進計画」に掲げる 目標値（R5）
	子どもの中学校卒業後の進学率と 就職率の合算値 （注）R3～進学率に目標値変更	合算値 97.7%	県全体の 平均レベ ル99.0% （H27）	進学率 （R3） 92.0%	県全体の 平均レベ ル98.9% （R3）	”
子どもの高校等卒業後の進学率と 就職率の合算値 （注）R3～進学率に目標値変更	合算値 77.1%	県全体の 平均レベ ル84.4% （H27）	進学率 （R3） 48.7%	県全体の 平均レベ ル68.6% （R3）	”	

※1 5つの制度を変更：

（当初計画）自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、
ひとり親家庭医療費助成事業

（延長計画）自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、
ひとり親家庭等就業・自立支援センター（就業支援事業）、同（相談事業）

※2 開設（平成26年6月）からの累計

※3 平成28年12月末現在

参 考 資 料

第 1 計画策定の経過

(1) 高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定（第三次、変更）までの経過

平成 27 年 8 月	平成 27 年度高知県ひとり親家庭実態調査の実施
平成 28 年 11 月 28 日	「第 1 回高知県児童福祉審議会 ひとり親家庭部会」開催 ○内容 (1) ひとり親家庭等に対する福祉施策の状況について (2) 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」について
平成 29 年 1 月 31 日	「第 2 回高知県児童福祉審議会 ひとり親家庭部会」開催 ○内容 第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画（素案）について
平成 29 年 2 月 7 日 ～2 月 27 日	パブリックコメント（関係機関からの意見聴取を含む）の実施
平成 29 年 3 月 7 日	「第 3 回高知県児童福祉審議会 ひとり親家庭部会」開催 ○内容 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」（案）について

令和 3 年 8 月	令和 3 年度高知県ひとり親家庭等実態調査の実施
令和 3 年 11 月 12 日	「第 1 回高知県児童福祉審議会 ひとり親家庭部会」開催 ○内容 (1) ひとり親家庭等実態調査について (2) 第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画における取組実績等について (3) 「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」について
令和 4 年 2 月 15 日	「第 2 回高知県児童福祉審議会 ひとり親家庭部会」開催 ○内容 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画（変更）」（案）について
令和 4 年 3 月 9 日 ～3 月 18 日 書面開催	「第 3 回高知県児童福祉審議会 ひとり親家庭部会」開催 ○内容 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画（変更）」（案）について

(2) 高知県児童福祉審議会規則

(平成 12 年 4 月 1 日規則第 96 号)
改正 平成 25 年 9 月 27 日規則第 47 号

(設置等)

第 1 条 この規則は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 1 条の 2 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(任期等)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の 4 分の 1 以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会において決定する。

(幹事)

第 6 条 審議会に、幹事 8 人以内を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

3 幹事は、委員長の指揮を受け、庶務を整理する。

(書記)

第 7 条 審議会に、書記 6 人以内を置く。

2 書記は、知事が任命する。

3 書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成 12 年 4 月 1 日規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 5 月 23 日規則第 78 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 9 月 27 日規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 高知県児童福祉審議会ひとり親家庭部会委員等

(敬称略)

氏名	団体名及び役職	備考
岡谷 英明	高知大学教授	副部会長
川崎 育郎	高知県立大学名誉教授	
須賀 不二男	高知県保護司会連合会副会長	(平成28年度)
田邊 美加	高知県国公立幼稚園・こども園会副会長	(平成28年度)
國澤 千陽	同上	(令和3年度)
徳弘 朋子	高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長	部会長
中山 裕司	高知県保育所経営管理協議会副会長	(平成28年度)
山崎 雄一郎	同上 理事	(令和3年度)
野村 貞夫	高知県私立幼稚園連合会副会長	
森田 陽子	高知県小児保健協会理事	(平成28年度)
新谷 美智	同上	(令和3年度)
吉田 充	母子生活支援施設ちぐさ施設長	(平成28年度)
森田 洋介	同上	(令和3年度)

関係機関

横田 真由美	ひとり親家庭等就業・自立支援センター所長	(平成28年度)
公文 清水	同上	(令和3年度)

第2 高知県ひとり親家庭等実態調査（令和3年度）

1 調査の概要

	令和3年度	平成27年度
(1)調査期日	令和3年8月1日	平成27年8月1日
(2)調査対象	令和3年6月末時点の児童扶養手当受給資格者世帯及び令和3年3月末に児童が18歳に到達したことにより受給資格を喪失した世帯	県内の母子家庭及び父子家庭（配偶者のいない女性（男性）と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯）
(3)調査票配布数及び回収状況		
配布数	8,218世帯	4,906世帯
有効回答数	3,371世帯 母子家庭 3,094世帯 父子家庭 256世帯 (その他 養育者世帯 21世帯)	1,750世帯 母子家庭 1,118世帯 父子家庭 632世帯
有効回答率	41.0%	35.7%
		母子家庭 37.3% 父子家庭 33.2%
(4)調査対象の 選定方法	①令和3年6月末時点の児童扶養手当の受給資格を有する者の世帯の全数を選定。 ②令和3年3月末に児童が18歳に到達したことにより児童扶養手当の受給資格を喪失した世帯の全数を選定。	①母子家庭:無作為抽出 県から調査対象世帯数を市町村に提示し、市町村は、住民基本台帳の情報を用いて、平成27年6月1日現在居住する母子世帯の中から無作為抽出。 ②父子家庭:全数 市町村は、住民基本台帳等の情報を用いて、平成27年6月1日現在居住する父子世帯を選定。
(5)調査項目	前回及び全国との比較を可能とするため、前回と同様の調査項目を基本としたうえで、新たに下記の項目を追加 2 経済の状況 ・家計の状況、養育費、面会交流に関する詳細項目を追加 8 新型コロナウイルス感染症の影響を大項目に追加	1 世帯及び本人の状況 2 経済の状況 3 住宅の状況 4 職業の状況 5 健康・医療の状況 6 子どもの養育・教育の状況 7 制度の利用状況 8 その他

※調査結果における「前回調査との比較」については、母集団及び回答数が異なるため、参考値として掲載

調査結果の概要

1 世帯の状況

- 母子・父子家庭ともに、子どもの数は約半数が1人で、約3割が2人。
子どもの年齢は、約3割が小学生、約4割が中高生、就学前は1割程度。
- 三世代同居世帯は、母子・父子家庭ともに前回の平成27年度調査より減少しているが、母子家庭21.2%、父子家庭37.5%と、一般世帯と比べるとかなり高い割合。
- ひとり親家庭になった原因は、母子家庭では未婚が増加し12.8%、父子家庭では死別が減少し離婚が増加。

子どもの数

	回答数	1人	2人	3人以上	無回答
母子家庭	3,094	55.7%	30.9%	11.2%	2.3%
父子家庭	256	51.2%	30.5%	14.9%	3.5%

子どもの就学・就労状況

	回答数 (子どもの数)	小学校 入学前	小学生	中学生	高校生	その他 (専門学校、 就労等)	無回答
母子家庭	4,790	14.3%	32.4%	20.7%	20.9%	9.5%	2.2%
父子家庭	409	8.1%	30.1%	24.0%	27.1%	8.1%	2.7%

三世代同居率

	年度	回答数	三世代世帯
母子家庭	R3	3,094	21.2%
	H27	1,118	24.6%
父子家庭	R3	256	37.5%
	H27	632	43.8%

【参考】一般世帯における比率(国勢調査)

	年度	三世代世帯
高知県	R2	3.4%
	H27	4.5%
全国	R2	4.2%
	H27	5.7%

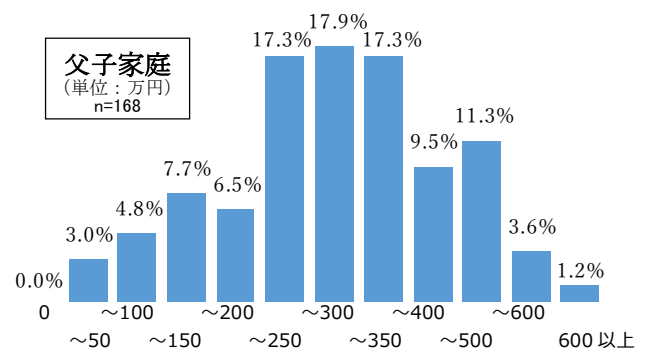
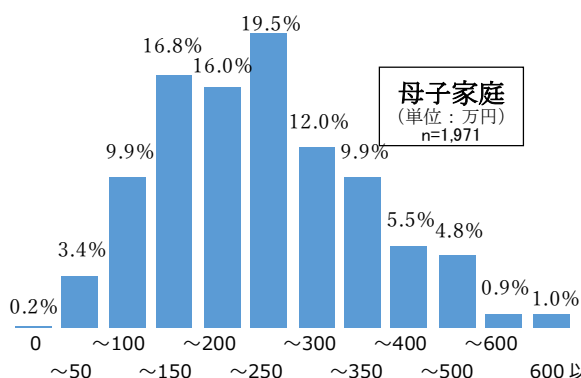
ひとり親家庭になった原因

	年度	回答数	離婚	未婚の 母又は父	死別	その他	無回答
母子家庭	R3	3,094	82.1%	12.8%	0.8%	2.5%	1.7%
	H27	1,118	82.6%	8.6%	5.8%	3.0%	0.1%
	前回との差		▲ 0.5%	4.2%	▲ 5.0%	▲ 0.5%	1.6%
父子家庭	R3	256	88.0%	1.6%	5.9%	2.8%	2.0%
	H27	632	82.8%	0.9%	13.6%	2.5%	0.2%
	前回との差		5.2%	0.7%	▲ 7.7%	0.3%	1.8%

2 経済の状況

(1) 就労収入の状況

- 母子家庭の年間就労収入(税込)は「200~250万円未満」が最多で、半数の52.3%が「100~250万円未満」の階層に当てはまる。また、200万円未満の階層が46.3%と父子家庭に比べ高い割合となっている。
- 父子家庭は、自身の年間就労収入は「250~300万円未満」が最多であり、52.5%が「200~350万円未満」の階層に当てはまる。200万円未満の階層は22.0%である。



自身の年間就労収入（回答世帯のみ集計、税控除前の額）

	年度	回答数	収入なし	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600万円以上
母子家庭	R3	1,971	0.2%	3.4%	9.9%	16.8%	16.0%	19.5%	12.0%	9.9%	5.5%	4.8%	0.9%	1.0%
	H27	825	6.4%	3.0%	10.5%	19.8%	17.1%	13.6%	8.5%	5.3%	4.0%	5.3%	2.5%	3.9%
	前回との差		▲6.2%	0.4%	▲0.6%	▲3.0%	▲1.1%	5.9%	3.5%	4.6%	1.5%	▲0.5%	▲1.6%	▲2.9%
父子家庭	R3	168	0.0%	3.0%	4.8%	7.7%	6.5%	17.3%	17.9%	17.3%	9.5%	11.3%	3.6%	1.2%
	H27	438	6.8%	2.7%	4.6%	5.7%	8.7%	14.8%	9.1%	9.8%	7.1%	11.0%	7.1%	12.6%
	前回との差		▲6.8%	0.3%	0.2%	2.0%	▲2.2%	2.5%	8.8%	7.5%	2.4%	0.3%	▲3.5%	▲11.4%

(2) 家計の状況

- 家計の状態は、母子・父子家庭ともに「とても苦しい」と回答した世帯は前回調査から7～10%減少しているものの、7割以上が「やや苦しい」「とても苦しい」と回答。
- また、過去1年間に、お金が足りずに家族に必要な食料品・衣類等を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」世帯の割合は2割超、光熱水費等の未払い経験があった世帯の割合は1割前後と、苦しい経済状況が窺われる。

家計の状態

	年度	回答数	余裕がある	やや余裕がある	普通	やや苦しい	とても苦しい	無回答
母子家庭	R3	3,094	0.5%	1.2%	24.9%	43.6%	28.5%	1.3%
	H27	1,118	1.3%	1.7%	19.9%	39.4%	36.2%	1.4%
	前回との差		▲0.8%	▲0.5%	5.0%	4.2%	▲7.7%	▲0.1%
父子家庭	R3	256	0.8%	0.8%	19.1%	50.8%	27.0%	1.6%
	H27	632	1.4%	1.6%	23.1%	35.4%	37.7%	0.8%
	前回との差		▲0.6%	▲0.8%	▲4.0%	15.4%	▲10.7%	0.8%

過去1年間に、お金が足りずに購入できなかった経験

	年度	回答数	品目	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった	必要なことに気づかなかった	無回答
母子家庭	R3	3,094	食料品	7.2%	16.7%	22.0%	53.1%		1.1%
父子家庭		256		3.9%	16.8%	23.4%	53.5%		2.3%
母子家庭	R3	3,094	衣類	9.4%	16.6%	23.9%	48.9%		1.1%
父子家庭		256		5.9%	14.1%	27.0%	51.2%		2.0%
母子家庭	R3	3,094	日用品 (※)	6.1%	13.8%	19.3%	58.3%	1.3%	1.1%
父子家庭		256		3.1%	12.1%	19.9%	58.6%	4.3%	2.0%

(※) 子ども用の市販薬や下着、子どもの生理用品など

過去1年間に、経済的な理由で光熱水費等が未払いになった経験

	年度	回答数	電気料金	ガス料金	水道料金	家賃	無回答
母子家庭	R3	3,094	10.7%	11.5%	9.7%	10.3%	79.8%
父子家庭		256	9.8%	9.8%	5.1%	8.6%	81.3%

(3) 養育費の状況

- 母子家庭の40.5%、父子家庭の23.6%が取り決めをしているが、「現在受け取っている」と答えた世帯は、母子家庭25.9%、父子家庭7.0%となっている。母子家庭の受け取っている年額は「25～36万円」が最多で、平均額は40万円。
- 取り決めをしていない理由は「相手と関わりたくない」が最多で、養育費は子どものための費用だが、親の感情も少なからず影響している。また、母子家庭では「相手からの身体的・精神的暴力」を理由に取り決めをしていない割合が4.7%。

養育費の取り決め状況（離婚、未婚世帯のみ回答）

	年度	回答数	取り決めをしている	取り決めをしていない	無回答
母子家庭	R3	2,940	40.5%	57.7%	1.8%
父子家庭		229	23.6%	74.7%	1.7%

【参考】H28全国ひとり親世帯等調査

取り決めをしている	取り決めをしていない	無回答
42.9%	54.2%	2.9%
20.8%	74.4%	4.9%

養育費の受給状況（離婚、未婚世帯のみ回答）

	年度	回答数	現在受け取っている	過去に受け取ったが現在受け取っていない	コロナの影響で受け取れなくなった	受け取ったことがない	無回答
母子家庭	R3	2,940	25.9%	11.9%	0.9%	56.9%	4.4%
父子家庭		229	7.0%	3.9%	0.4%	84.3%	4.4%

【参考】H28全国ひとり親世帯等調査

現在受け取っている	受け取っていたことがある	受け取ったことがない	無回答
24.3%	15.5%	56.0%	4.2%
3.2%	4.9%	86.0%	5.8%

養育費の年額

	年度	回答数	0～12万円	13～24万円	25～36万円	37～48万円	49～60万円	61～99万円	100万円以上	無回答	年間平均(万円)
母子家庭	R3	1,111	21.1%	17.3%	23.2%	12.9%	10.1%	11.9%	3.5%	0.1%	40.0
父子家庭		25	28.0%	44.0%	12.0%	-	16.0%	-	-	-	27.0

取り決めをしていない最大の理由

	年度	回答数	自分の収入で経済的に問題ない	相手と関わりたくない	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	取り決めの交渉がわずらわしい	相手から身体・精神的暴力を受けた	交渉したがまとまらなかった	子どもを引き取った方の負担と思っていた	現在交渉中又は今後交渉予定	養育費を請求できることを知らなかった	その他	無回答
母子家庭	R3	1,670	2.2%	30.5%	20.0%	19.3%	4.9%	4.7%	4.5%	0.6%	0.5%	0.1%	6.3%	6.5%
父子家庭		168	10.1%	29.2%	12.5%	19.0%	6.0%	0.6%	2.4%	1.2%	0.6%	0.6%	7.1%	10.7%

3 住宅の状況

- 父子家庭は持家が42.2%と約4割、民間の賃貸が23.0%と約2割だが、母子家庭では持家が21.6%と約2割、民間の賃貸が38.8%と約4割になっている。

住宅の状況

	年度	回答数	持家(一戸建て)	持家(マンション)	公営住宅	民間の借家・マンション・アパート	社宅	親の家に同居	親族宅に同居	その他・無回答
母子家庭	R3	3,094	18.9%	2.7%	16.0%	38.8%	0.5%	15.7%	1.8%	5.5%
	H27	1,118	20.9%	3.1%	12.3%	36.9%	0.6%	18.7%	2.7%	4.7%
	前回の差		▲2.0%	▲0.4%	3.7%	1.9%	▲0.1%	▲3.0%	▲0.9%	0.8%
父子家庭	R3	256	41.8%	0.4%	10.2%	23.0%	0.8%	15.6%	2.3%	5.9%
	H27	632	45.3%	3.2%	7.3%	18.7%	1.7%	18.2%	3.2%	2.5%
	前回の差		▲3.5%	▲2.8%	2.9%	4.3%	▲0.9%	▲2.6%	▲0.9%	3.4%

4 職業の状況

- 雇用形態では、「正社員・正職員」の割合は母子家庭が46.0%、父子家庭が62.1%となっており、勤めに出ている方のみでは母子家庭53.7%、父子家庭87.4%の割合。
- 仕事の内容は、母子家庭は「専門的・技術的職業」（看護・介護・保育等）が最多で25.1%。父子家庭は「建設・採掘」が最多で19.4%。
- 仕事に関して望む支援は、母子・父子家庭ともに「技術・資格取得の支援」が最多で約3割、次いで「仕事の紹介」となっている。

現在の雇用形態

	年度	回答数	正社員・ 正職員 (常勤)	臨時職員 (常勤)	パート・ アルバイト	労働者派 遣事業所 派遣社員	会社など の役員	自営業	家族 従業者	無職	その他	無回答
母子家庭	R3	3,094	46.0%	7.7%	27.5%	2.5%	0.4%	3.5%	0.5%	7.7%	2.8%	1.3%
	H27	1,118	49.0%	10.7%	22.6%	-	-	4.5%	1.5%	7.7%	5.7%	0.6%
	前回との差		▲ 3.0%	▲ 3.0%	4.9%	-	-	▲ 1.0%	▲ 1.0%	0.0%	▲ 2.9%	0.7%
父子家庭	R3	256	62.1%	1.6%	5.9%	0.4%	1.2%	15.2%	2.7%	6.6%	1.2%	3.1%
	H27	632	59.7%	4.1%	2.5%	-	-	18.4%	0.5%	9.8%	4.3%	2.1%
	前回との差		2.4%	▲ 2.5%	3.4%	-	-	▲ 3.2%	2.2%	▲ 3.2%	▲ 3.1%	1.0%

【参考】現在の雇用形態（勤めに出ている方みの割合）

	年度	回答数	正社員・ 正職員 (常勤)	臨時職員 (常勤)	パート・ アルバイト	労働者派 遣事業所 派遣社員	その他
母子家庭	R3	2,650	53.7%	9.0%	32.2%	2.9%	2.2%
父子家庭		182	87.4%	2.2%	8.2%	0.6%	1.6%

【参考】県内の雇用者の男女別雇用形態（H29就業構造基本調査）

	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	パート・アルバイト					契約 社員	嘱託	その他
			パート	アルバ イト	労働者派遣 事業所の 派遣社員	その他	その他			
女性	51.5%	48.5%	29.3%	6.2%	1.2%	6.9%	1.7%	3.3%		
男性	78.2%	21.8%	4.6%	6.2%	0.4%	5.7%	2.3%	2.7%		

仕事の内容（勤めに出ている方みの割合）

	年度	回答数	管理的 職業	専門的・ 技術的 職業	サービス 職業	事務	販売	農林水 産業	保安職業	生産工程	運輸・ 機械 運転	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その他	無回答
母子家庭	R3	2,843	0.5%	25.1%	19.4%	20.8%	11.6%	1.0%	0.1%	5.5%	0.7%	1.0%	2.1%	8.3%	3.9%
	H27	970	0.6%	29.1%	19.1%	23.4%	10.3%	0.8%	0.2%	5.4%	0.1%	0.7%	2.7%	7.0%	0.6%
	前回との差		▲ 0.1%	▲ 4.0%	0.3%	▲ 2.6%	1.3%	0.2%	▲ 0.1%	0.1%	0.6%	0.3%	▲ 0.6%	1.3%	3.3%
父子家庭	R3	232	3.0%	6.9%	11.2%	4.3%	9.9%	7.3%	-	10.8%	9.1%	19.4%	4.3%	9.1%	4.7%
	H27	438	5.5%	10.3%	5.9%	8.7%	12.6%	3.0%	2.5%	9.4%	7.3%	21.9%	3.7%	8.2%	1.1%
	前回との差		▲ 2.5%	▲ 3.4%	5.3%	▲ 4.4%	▲ 2.7%	4.3%	-	1.4%	1.8%	▲ 2.5%	0.6%	0.9%	3.6%

仕事に関して特に望む支援

	年度	回答数	就労支援					子育て支援					その他	無 回答
			仕事の 紹介	技術・資 格取得の 支援	職業訓練 の機会 の充実	訓練受講 時の経済 的支援	仕事に 関する 相談窓口 の充実	ホーム ヘルパー 等の派遣	保育所・ 幼稚園等 の整備	放課後 児童クラブ (学童保育) の整備	延長夜間 休日保育 の充実	病児保育 の充実		
母子家庭	R3	3,094	18.2%	31.3%	8.0%	17.9%	8.7%	0.8%	3.7%	8.5%	10.1%	11.6%	4.7%	23.6%
	H27	1,118	16.7%	32.5%	7.5%	21.9%	8.0%	1.0%	3.5%	8.8%	11.4%	12.9%	4.1%	22.5%
	前回との差		1.5%	▲ 1.2%	0.5%	▲ 4.0%	0.7%	▲ 0.2%	0.2%	▲ 0.3%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	0.6%	1.1%
父子家庭	R3	256	16.4%	28.1%	3.5%	6.6%	6.3%	-	2.0%	4.3%	5.5%	5.1%	5.5%	43.4%
	H27	632	11.6%	24.2%	3.5%	10.3%	8.4%	1.4%	2.4%	5.1%	4.1%	2.2%	8.2%	41.5%
	前回との差		4.8%	3.9%	0.0%	▲ 3.7%	▲ 2.1%	-	▲ 0.4%	▲ 0.8%	1.4%	2.9%	▲ 2.7%	1.9%

5 健康・医療の状況

- 母子家庭の31.1%、父子家庭の22.7%が、「病気ではないが過労気味」と回答。
- 自身が病気するとき「世話をしてくれる人はいない」と回答した割合は、母子・父子家庭ともに前回調査から増加し、母子家庭では約3割となっている。
- 子どもが病気するとき主に世話をしてもらう人は、母子・父子家庭ともに「同居の親族又は別居の親族」が10%以上減少し、「あなた（保護者本人）」が10%以上増加。また、「子どもの世話」について頼れる人がいない世帯が1割以上となっている。

健康状態

	年度	回答数	健康	病気ではないが過労気味	身体が弱く病気がち	通院中	入院中	その他	無回答
母子家庭	R3	3,094	46.4%	31.1%	3.4%	16.2%	—	1.7%	1.2%
	H27	1,118	44.7%	32.4%	3.8%	15.7%	—	2.3%	1.1%
	前回との差		1.7%	▲ 1.3%	▲ 0.4%	0.5%		▲ 0.6%	0.1%
父子家庭	R3	256	55.9%	22.7%	2.0%	15.6%	0.4%	1.6%	2.0%
	H27	632	51.7%	25.5%	2.4%	15.7%	0.3%	3.5%	0.9%
	前回との差		4.2%	▲ 2.8%	▲ 0.4%	▲ 0.1%	0.1%	▲ 1.9%	1.1%

自身が病気するとき、主に世話をしてもらう人

	年度	回答数	子ども	同居の親族	別居の親族	近所の人・友人	その他の人	世話をしてくれる人はいない	無回答
母子家庭	R3	3,094	18.4%	21.4%	27.1%	1.3%	0.8%	29.2%	1.8%
	H27	1,118	20.3%	23.8%	26.7%	1.3%	1.0%	24.7%	2.2%
	前回との差		▲ 1.9%	▲ 2.4%	0.4%	0.0%	▲ 0.2%	4.5%	▲ 0.4%
父子家庭	R3	256	16.8%	29.7%	19.5%	1.6%	2.3%	25.0%	5.1%
	H27	632	15.7%	35.3%	19.9%	0.3%	1.7%	24.1%	3.0%
	前回との差		1.1%	▲ 5.6%	▲ 0.4%	1.3%	0.6%	0.9%	2.1%

子どもが病気するとき、主に世話をしてもらう人

	年度	回答数	あなた	他の子ども	同居の親族	別居の親族	近所の人・友人	その他の人	世話を する人はいない	無回答
母子家庭	R3	3,094	84.2%	0.4%	5.3%	6.3%	0.1%	0.2%	1.9%	1.6%
	H27	1,118	71.2%	0.4%	10.2%	12.2%	0.1%	0.6%	3.8%	1.5%
	前回との差		13.0%	0.0%	▲ 4.9%	▲ 5.9%	0.0%	▲ 0.4%	▲ 1.9%	0.1%
父子家庭	R3	256	67.2%	0.8%	13.7%	10.9%	—	0.4%	1.2%	5.9%
	H27	632	54.4%	0.6%	23.1%	13.1%	0.5%	1.9%	3.3%	3.0%
	前回との差		12.8%	0.2%	▲ 9.4%	▲ 2.2%	—	▲ 1.5%	▲ 2.1%	2.9%

【参考】 周囲に頼れる人がいるかどうか

		年度	回答数	いる	いない	そのことでは人には頼らない	無回答
子どもの世話	母子家庭	R3	3,094	71.8%	12.7%	8.3%	7.1%
	父子家庭		256	64.1%	11.7%	5.9%	18.4%
重要な事柄の相談	母子家庭	R3	3,094	69.8%	13.7%	8.1%	8.4%
	父子家庭		256	50.0%	22.3%	7.8%	19.9%
愚痴を聞いてくれること	母子家庭	R3	3,094	78.9%	8.2%	5.0%	7.9%
	父子家庭		256	48.0%	19.9%	10.9%	21.1%
いざという時のお金の援助	母子家庭	R3	3,094	44.1%	31.3%	16.5%	8.0%
	父子家庭		256	38.3%	29.7%	12.9%	19.1%

6 子どもの養育・教育の状況

- 子どもに関する悩みは、母子・父子家庭ともに「教育・進学」が約4割で最多、次いで「インターネットやゲーム、スマホの使用」に関する悩みが約2割となっている。
また、「思春期の子どもへの対応」に関する悩みは、父子家庭の割合が母子家庭より高い。
- 高校生の卒業後の進路希望に関しては、母子家庭では、前回調査より「大学・短大」「就職」が減少し、「専門学校」が増加、父子家庭では「大学・短大」「専門学校」が減少し、「就職」が増加している。
- 学費の調達方法は、母子家庭では前回調査に比べ「各種の奨学金等」が9.0%増えており、近年の就学支援制度の拡充により、制度の活用が進んでいる状況が見られる。

子どもに関する悩み（子どもの人数に応じて複数回答）

	年度	回答数	教育・進学	しつけ	家庭学習の習慣	スマホ・携帯の使用	インターネットやゲームの使用	思春期の子どもへの対応	食事・栄養、衣服・身の回り	就職	健康	コロナウイルス感染症の影響	非行・交友関係、いじめ
母子家庭	R3	4,842	39.0%	12.4%	11.5%	10.6%	15.1%	10.4%	9.7%	7.7%	7.5%	7.6%	4.5%
	H27	1,682	51.8%	19.5%	15.8%	8.7%	-	-	12.8%	15.0%	11.1%	-	9.4%
	前回との差		▲ 12.8%	▲ 7.1%	▲ 4.3%	1.9%	-	-	▲ 3.1%	▲ 7.3%	▲ 3.6%	-	▲ 4.9%
父子家庭	R3	391	37.9%	10.2%	12.5%	7.4%	12.5%	13.8%	11.2%	6.9%	6.6%	3.3%	4.3%
	H27	875	48.8%	17.9%	14.4%	7.1%	-	-	19.0%	19.1%	12.6%	-	7.7%
	前回との差		▲ 10.9%	▲ 7.7%	▲ 1.9%	0.3%	-	-	▲ 7.8%	▲ 12.2%	▲ 6.0%	-	▲ 3.4%

特に悩みなし	その他	無回答
16.3%	5.7%	6.8%
13.3%	7.0%	1.2%
3.0%	▲ 1.3%	5.6%
17.6%	2.6%	11.3%
13.8%	5.0%	1.3%
3.8%	▲ 2.4%	10.0%

子どもが高校を卒業した後、進ませたい進路（高校生の子どもがいる方の回答）

	年度	回答数	進学（大学・大学院まで）	進学（短大まで）	進学（専門学校まで）	就職	その他	無回答
母子家庭	R3	921	42.5%	3.5%	22.6%	20.6%	6.1%	4.8%
	H27	334	45.8%	5.4%	18.6%	23.1%	4.2%	3.0%
	前回との差		▲ 3.3%	▲ 1.9%	4.0%	▲ 2.5%	1.9%	1.8%
父子家庭	R3	102	35.3%	5.9%	15.7%	29.4%	4.9%	8.8%
	H27	227	37.9%	7.5%	19.8%	24.7%	4.0%	6.2%
	前回との差		▲ 2.6%	▲ 1.6%	▲ 4.1%	4.7%	0.9%	2.6%

学費の調達方法（高校、高専、短大、大学、専修学校等に在学している子どもがいる方）

	年度	回答数	あなた自身の収入	親戚などから援助を受けている	子どものアルバイト収入	各種の奨学金等	その他	無回答
母子家庭	R3	1,123	79.1%	4.8%	6.9%	51.9%	9.3%	3.7%
	H27	417	77.9%	7.7%	10.6%	42.9%	9.8%	4.8%
	前回との差		1.2%	▲ 2.9%	▲ 3.7%	9.0%	▲ 0.5%	▲ 1.1%
父子家庭	R3	111	79.3%	7.2%	1.8%	30.6%	12.6%	6.3%
	H27	283	76.7%	9.2%	6.7%	31.4%	7.1%	9.2%
	前回との差		2.6%	▲ 2.0%	▲ 4.9%	▲ 0.8%	5.5%	▲ 2.9%

7 制度の利用状況

- ひとり親家庭への主な支援制度や支援機関等について、「知らない」と回答した割合は、母子・父子家庭ともに前回調査と比較して多くの項目で減少したが、依然として3割前後の世帯が「知らない」と回答している。
- 調査項目4（職業の状況）において、仕事に関して望む支援は「技術・資格取得の支援」が最多であったが、各種給付金の認知度は母子家庭で6割、父子家庭では4割であり、知らない世帯の約1割は、今後利用したい意向。また、ひとり親家庭等就業・自立支援センターの「就業支援事業」は知っているが、「相談事業」は知らない世帯が1割以上となっている。
- 各種制度を知らない世帯のうち、1割程度が「今後利用したい」と回答しており、支援ニーズがある世帯に対し必要な情報が十分に届いていない状況が見られる。

母子家庭	制度等	年度	回答数	知っている			知らない	今後利用		無回答
				利用有り	利用無し	知らない		したい	するつもりはない	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター：就業支援事業	R3	3,094	67.3%	9.4%	57.9%	22.4%	8.5%	13.9%	10.4%	
	H27	1,118	42.6%			24.5%			32.9%	
	前回との差		24.7%			▲ 2.1%			▲ 22.5%	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター：相談事業	R3	3,094	55.3%	4.8%	50.5%	33.4%	8.2%	25.2%	11.3%	
	H27	1,118	29.0%			42.1%			28.9%	
	前回との差		26.3%			▲ 8.7%			▲ 17.6%	
自立支援教育訓練給付金	R3	3,094	61.9%	4.0%	57.9%	27.3%	11.8%	15.5%	10.8%	
	H27	1,118	34.7%			30.0%			35.3%	
	前回との差		27.2%			▲ 2.7%			▲ 24.5%	
高等職業訓練促進給付金	R3	3,094	56.8%	3.7%	53.1%	32.1%	11.3%	20.8%	11.1%	
	H27	1,118	31.4%			36.0%			32.6%	
	前回との差		25.4%			▲ 3.9%			▲ 21.5%	
職業訓練受講給付金（求職者支援制度）	R3	3,094	60.1%	9.5%	50.6%	28.7%	10.0%	18.7%	11.2%	
	H27	1,118	36.0%			31.1%			32.9%	
	前回との差		24.1%			▲ 2.4%			▲ 21.7%	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	R3	3,094	64.0%	5.5%	58.5%	25.4%	11.0%	14.4%	10.6%	
	H27	1,118	33.3%			31.5%			35.2%	
	前回との差		30.7%			▲ 6.1%			▲ 24.6%	

父子家庭	制度等	年度	回答数	知っている			知らない	今後利用		無回答
				利用有り	利用無し	知らない		したい	するつもりはない	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター：就業支援事業	R3	256	51.6%	2.0%	49.6%	27.4%	5.9%	21.5%	21.1%	
	H27	632	21.1%			36.2%			42.7%	
	前回との差		30.5%			▲ 8.8%			▲ 21.6%	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター：相談事業	R3	256	43.4%	1.2%	42.2%	35.1%	7.4%	27.7%	21.5%	
	H27	632	18.8%			36.7%			44.5%	
	前回との差		24.6%			▲ 1.6%			▲ 23.0%	
自立支援教育訓練給付金	R3	256	43.8%	0.0%	43.8%	34.8%	8.6%	26.2%	21.5%	
	H27	632	18.7%			38.1%			43.2%	
	前回との差		25.1%			▲ 3.3%			▲ 21.7%	
高等職業訓練促進給付金	R3	256	41.8%	0.0%	41.8%	36.7%	10.5%	26.2%	21.5%	
	H27	632	17.9%			38.0%			44.1%	
	前回との差		23.9%			▲ 1.3%			▲ 22.6%	
職業訓練受講給付金（求職者支援制度）	R3	256	44.6%	1.2%	43.4%	34.0%	8.6%	25.4%	21.5%	
	H27	632	20.0%			35.4%			44.6%	
	前回との差		24.6%			▲ 1.4%			▲ 23.1%	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	R3	256	50.0%	4.7%	45.3%	29.6%	10.5%	19.1%	20.3%	
	H27	632	22.3%			35.1%			42.6%	
	前回との差		27.7%			▲ 5.5%			▲ 22.3%	

8 新型コロナウイルス感染症の影響

- 感染症拡大の影響を受けて「失業、休業した」「仕事の量が減った」世帯の割合は、母子家庭の27.5%、父子家庭の33.6%を占めた。
- 世帯の年間収入は「大きく減った」、「少し減った（2割程度）」を合わせると、母子家庭で33.4%、父子家庭で40.2%であり、特に就労収入が150万円未満の世帯においては、収入が減った世帯が約半数にのぼる。
- 収支が悪化した世帯では、生活への影響について「精神的に不安になることが増えた」と約4割が回答し、次いで「家事や子育てのストレス増加」となっている。
- 収支の悪化への対応方法は、「節約」が約4割だが、「給付金や支援金（ひとり親世帯特別給付金等）」及び「社会福祉協議会や公的機関からの借入（生活福祉資金等）」などが、家計を下支えしている状況が見られた。

コロナによる仕事への影響

	年度	回答数	失業、休業した	仕事の量が減った	かけもちの仕事を増やした	変わらない(影響ない)	仕事の量が増えた(就職した)	もともと仕事をしていない	その他	無回答
母子家庭	R3	3,094	5.4%	22.1%	1.6%	49.6%	6.0%	5.1%	5.5%	4.6%
父子家庭		256	3.5%	30.1%	1.2%	43.0%	5.1%	4.7%	1.6%	10.9%

コロナによる世帯収入への影響

	年度	回答数	大きく減った	少し減った(2割程度)	変わらない	増えた	無回答
母子家庭	R3	3,094	11.1%	22.3%	58.6%	3.3%	4.7%
父子家庭		256	12.5%	27.7%	49.2%	0.8%	9.8%

【参考】世帯収入への影響（本人の年間就労収入階層別）

母子、父子世帯(3,350)	収入なし	50万円未満	50~100万円未満	100~150万円未満	150~200万円未満	200~250万円未満	250~300万円未満	300~350万円未満	350~400万円未満	400~500万円未満	500~600万円未満	600万円以上	無回答
大きく減った	0.0%	30.5%	22.0%	18.6%	8.6%	6.8%	5.2%	3.6%	1.6%	3.5%	4.1%	4.5%	13.0%
少し減った(2割程度)	0.0%	25.0%	33.9%	28.5%	23.6%	25.2%	20.2%	18.8%	22.4%	14.9%	4.2%	13.7%	20.7%
変わらない	75.0%	37.5%	37.3%	46.8%	61.7%	61.0%	71.2%	72.3%	66.4%	73.7%	87.5%	68.2%	54.9%
増えた	0.0%	4.2%	2.9%	2.3%	4.0%	3.9%	1.9%	3.1%	8.8%	3.5%	0.0%	13.6%	2.3%
無回答	25.0%	2.8%	3.9%	3.8%	2.1%	3.1%	1.5%	2.2%	0.8%	4.4%	4.2%	0.0%	9.1%

コロナにより収支が悪化した方の生活への影響（複数選択可）

	年度	回答数	食事の回数が減った	食事の量が減った	子どもの教育費が減った	転居した	時間の余裕がなくなった	子育てのストレスが増えた	精神的に不安になることが増えた	家事のストレスが増えた	特になし	その他	無回答
母子家庭	R3	1,961	5.3%	11.7%	6.2%	2.0%	16.0%	18.7%	41.3%	19.4%	9.4%	6.8%	25.9%
父子家庭		163	4.3%	12.3%	11.0%	0.6%	17.8%	14.7%	38.7%	19.6%	16.6%	6.7%	19.6%

収支が悪化した方の対応（複数選択可）

	年度	回答数	節約	フードバンク等の食糧援助の利用	安価な住居に転居	貯蓄の切り崩し	親戚や知人への借金	金融機関への借金	社会福祉協議会や公的機関の借入(生活福祉資金等)	給付金や支援金(ひとり親世帯特別給付金等)	特になし	その他	無回答
母子家庭	R3	1,961	47.0%	1.2%	0.9%	27.0%	6.3%	7.5%	6.8%	37.6%	4.2%	2.1%	24.6%
父子家庭		163	42.9%	0.6%	0.6%	18.4%	9.2%	7.4%	5.5%	29.4%	11.7%	0.6%	22.7%

9 その他

- 現在の悩みは、母子・父子家庭ともに「生活費」「子どものこと」が6割近く、次いで「仕事」「健康」「老後」となっている。
- 母子家庭では、前回調査より「子どものこと」が6.1%増加し、父子家庭では「住宅」が増加している。
- 行政に対する要望では、経済的支援の充実を求める割合が高く、母子・父子家庭ともに「年金・手当の増額」が最多であり、次いで「大学進学等のための奨学金の制度充実」「子どもの学習支援の充実」となっている。

現在の悩み（4つまで選択）

	年度	回答数	生活費	子どものこと	仕事	自分の健康	自分の老後	コロナウイルスへの感染	借金・ローンの返済	住宅	親族の健康・介護
母子家庭	R3	3,094	59.5%	58.9%	37.6%	29.1%	27.0%	22.6%	17.0%	16.7%	14.7%
	H27	1,118	64.6%	52.8%	39.0%	26.8%	30.8%	-	17.2%	19.3%	17.7%
	前回との差		▲ 5.1%	6.1%	▲ 1.4%	2.3%	▲ 3.8%	-	▲ 0.2%	▲ 2.6%	▲ 3.0%
父子家庭	R3	256	50.8%	53.1%	27.0%	25.0%	21.5%	16.8%	15.2%	14.5%	10.5%
	H27	632	53.5%	53.5%	31.5%	25.0%	25.8%	-	21.2%	10.0%	13.9%
	前回との差		▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.5%	0.0%	▲ 4.3%	-	▲ 6.0%	4.5%	▲ 3.4%

再婚	家事	相談相手がない	近所・親族のつきあい	その他	無回答
4.0%	3.8%	3.1%	1.8%	4.0%	5.7%
6.0%	4.3%	2.1%	1.9%	6.0%	5.3%
▲ 2.0%	▲ 0.5%	1.0%	▲ 0.1%	▲ 2.0%	0.4%
7.4%	5.5%	5.5%	1.6%	2.0%	12.9%
13.0%	12.5%	6.0%	1.6%	2.5%	8.1%
▲ 5.6%	▲ 7.0%	▲ 0.5%	0.0%	▲ 0.5%	4.8%

行政に対する要望（2つまで選択）

	年度	回答数	特になし	就労支援			住宅支援	経済的支援				
				就職支援 職業訓練 資格取得 支援の 充実	雇用の 確保	ひとり親 家庭の方 を雇用し た事業者 優遇措置	公営住宅 への入居 の拡充	年金・ 手当の 増額	幼児教育 無償化・ 奨学金等 の教育費 負担軽減 の支援	大学進学 等のため の奨学金 の制度充 実	母子父子 寡婦福祉 資金貸付 金の充実	養育費の 確保・ 面会交流 への支援
母子家庭	R3	3,094	3.7%	8.7%	10.0%	8.9%	7.8%	44.9%	12.4%	30.8%	5.3%	3.0%
父子家庭		256	7.4%	5.5%	5.5%	9.8%	5.9%	39.1%	8.2%	30.5%	6.3%	1.6%

保育・教育への支援						相談支援		その他		
急用や 疾病時等 に子ども の世話を する人の 派遣	延長保育 など保育 サービスの 充実	放課後 児童クラブ (学童保育) の充実	就学前 からの 子どもへの 教育	子どもの 学習支援 の充実	授業や放課 後等の 子どもの 学力向上 対策の 充実	育児・教 育・結婚・ 心配ごと 等の相談事 業の 充実	定期的な 家庭訪問	コロナ ウイルス 感染症 対策への 支援	その他	無回答
5.9%	2.2%	5.9%	1.6%	11.9%	2.9%	0.5%	0.3%	6.5%	1.8%	5.4%
3.5%	1.6%	3.5%	0.4%	13.3%	2.3%	0.4%	0.4%	6.6%	1.2%	10.9%

調査結果の総括

【就労・家計】

- 母子家庭では就労収入 200 万円未満の世帯が 46.3%であり、母子・父子家庭ともに 7 割超の世帯が家計の苦しさを実感している。特にコロナ禍においては、就労収入が 150 万円未満の低所得世帯が一段と厳しい状況にある。
- 養育費を受け取っている母子家庭の割合は 25%程度であり、子どものためにも確保が必要。

【子育て・生活】

- 三世代同居世帯が減少傾向にあり、子どもが病気のとときに親や親族を頼れる世帯も減少するなど、子育ての負担が増えている世帯の増加が見込まれる。
- コロナ禍により収支が悪化した世帯では、生活面への影響としては「精神的な不安の増加」が最も多く、家事や子育てのストレスも高まっている。

【行政への支援ニーズ】

- 手当や奨学金充実などの経済的支援、就業支援を求める声が多いが、各種支援制度の認知度は向上しつつあるものの、まだ十分ではない。
- このため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談事業等を通じて、各種支援制度の情報をニーズのある世帯に確実に届けることが必要。

結果を踏まえた今後の取組

計画に盛り込む新たな取組の方向性

1 経済的支援及び就業支援の充実

- 資格取得を支援する各種の就業支援制度や、手当・貸付等の経済支援制度の情報を確実に届けるために、令和 4 年 4 月から運用を開始する「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用し、プッシュ型の情報提供を推進する。
- ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談支援機能の強化として、遠方の方も利用可能なオンライン相談を拡充するとともに、毎月の弁護士相談枠を拡大し、養育費に関する相談への対応を充実する。
- 就職相談に関しては、「高知家の女性しごと応援室」との連携強化を図り、個々のニーズに応じて相互に紹介を行う。

2 子育て支援及び生活支援の充実

- 高知版ネウボラの取組において、子どもの送迎・預かり等の支援を行うファミリー・サポート・センター事業の拡大など子育て支援サービスを充実する。
- 子育てに課題を抱える子どもと家庭を支援するために、子ども家庭総合支援拠点の設置促進や、スクールソーシャルワーカーと市町村児童福祉部署との連携支援体制の強化に向けた取組を推進する。

第3 現在の主な支援策

高知県内のひとり親家庭等を支援するため、各関係機関において次のような取り組みが進められています。

(1) 相談窓口

名 称	内 容
県福祉保健所 市福祉事務所他	ひとり親家庭や寡婦の方、生活に困っている方、児童、高齢者や障害のある方々の福祉の総合窓口です。 ・所在地等 → P 49、51、52をご覧ください。
母子・父子自立 支援員	県の子ども・子育て支援課や市福祉事務所において、ひとり親家庭等の方のいろいろな悩み事や問題の相談に応じています。 ・所在地等 → P 51、52をご覧ください。
民生委員・ 児童委員	社会福祉施策全般にわたって、地域に密着した相談に応じています。
ひとり親家庭等 就業・自立支援 センター	ひとり親家庭等の方に対して、就業や生活全般にわたる相談、就業のための各種資格や技能を習得する支援制度等についてのアドバイス、ひとり親への法律問題等の専門相談を行っています。 ・所在地等 → P 49をご覧ください。
女性相談支援 センター	女性のいろいろな悩み事や配偶者等からの暴力(DV)で困っている方からの相談に応じています。休日・夜間も電話相談を行っています。 ・所在地等 → P 49をご覧ください。
療育福祉センター	心身の発達に心配がある子どもとその家族の方々に対して、医療や福祉、相談等の必要な支援を行うとともに、障害のある方の自立を支援する総合的な施設です。 ・所在地等 → P 49をご覧ください。
消費生活センター	消費者からの消費生活全般にわたる相談を受けたり、消費生活に関する情報の提供を行っています。 ・所在地等 → P 49をご覧ください。
こうち男女共同 参画センター (ソーレ)	女性をとりまく様々な問題や悩みごとについて相談に応じています。また、男性からの相談にも毎月3回対応しています。 ・所在地等 → P 49をご覧ください。
児童相談所	県内2ヵ所に設置され、児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じています。 ・所在地等 → P 50をご覧ください。
心の教育センター	不登校やいじめなど、子どもの教育に関する悩みや、発達上の課題、行動上の課題等について相談に応じます。 ・所在地等 → P 49をご覧ください。

(2) 年金・手当

名 称	内 容
遺族基礎年金	<p>被保険者が死亡した時、その方によって生計を支えられていた一定の遺族が受けられるものです。例えば、夫が死亡した時、その夫によって生計を支えられていた妻や18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある児童（障害等級の一級又は二級の障害を有する場合は20歳未満の児童）に年金が支給されます。なお、平成26年4月から、児童のある夫についても、年金が支給される場合があります。</p> <p>・問い合わせ等 → 各年金事務所（P50）</p>
児童扶養手当	<p>父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護している父又は母、養育者に支給されます。前年もしくは前々年の所得による所得制限があります。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P51以降）</p>
特別児童扶養手当	<p>身体又は精神に一定以上の障害を有する20歳未満の児童を在宅で監護する保護者に支給されます。前年（1月から6月までの申請については前々年）の所得による所得制限があります。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P51以降）</p>
障害児福祉手当	<p>重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。前年（1月から6月までの申請については前々年）所得による所得制限があります。</p> <p>なお、高知県重度心身障害児療育手当との併給はできません。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P51以降）</p>
高知県重度心身障害児療育手当	<p>身体又は精神に一定以上の障害（特別児童扶養手当1級相当）を有する18歳未満の児童を在宅で監護する保護者に支給されます。</p> <p>なお、障害児福祉手当との併給はできません。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P51以降）</p>
児童手当	<p>中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得による所得制限があります。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P51以降）</p>
災害遺児修学支援	<p>交通事故、その他の災害により、両親又は父母のいずれかを失って、遺児となった高等学校に在学している生徒に修学費を支給しています</p> <p>・問い合わせ等 → 県社会福祉協議会（P53）</p>

(3) 貸付金・奨学金

名 称	内 容
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭や寡婦の方の生活の安定のため、生活資金や修学資金などの貸し付けを行っています。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P 5 1以降）
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を目指す方を支援する貸し付けを行っています。 ・問い合わせ等 → 県社会福祉協議会（P 5 3） (住宅支援資金貸付 令和3年度～) 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組むひとり親の方に、住宅の借り上げに必要な資金について、償還免除付の無利子貸し付けを行っています。 ・問い合わせ等 → 県社会福祉協議会（P 5 3）
生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯に対して、経済的自立や生活意欲の助長促進を図るため、必要な資金の貸し付けと援助指導を行っています。 ・問い合わせ等 → 市町村社会福祉協議会・県社会福祉協議会（P 5 3以降）
高知県高等学校等奨学金	高等学校（特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する生徒で、保護者が県内に居住する方のうち、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸与を行っています。 ・問い合わせ等 → 県教育委員会高等学校課（088（821）4893）

(4) 医療・養育

名 称	内 容
ひとり親家庭医療費助成事業	所得税非課税世帯のひとり親及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等の医療費の自己負担分を助成しています。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P 5 1以降）
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事を終えて帰宅するまでの間、児童を児童養護施設等に預かって養育を行う制度です。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P 5 1以降）
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が仕事、病気、冠婚葬祭等で児童を一時的に養育できないとき、児童を児童養護施設等に預かって養育を行う制度です。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P 5 1以降）
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産を行うための施設です。 ・問い合わせ等 → 県福祉保健所及び市福祉事務所（P49、51）

(5) 就業支援

名 称	内 容
ひとり親家庭等 就業・自立支援 センター	ひとり親家庭等の方の就業と自立を支援するため、求人情報の収集と提供、各種資格や技能を習得するときの支援制度等についての情報提供、パソコン講習や就職に役立つ講座などを行っています。 ・所在地等 → P 4 9 をご覧ください。
母子・父子自立支援 プログラム策定 事業	ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、児童扶養手当を受給している方々に対するハローワークと連携した求職活動を支援しています。 ・問い合わせ等 → ひとり親家庭等就業・自立支援センター (P 4 9)
自立支援教育訓練 給付金事業	ひとり親家庭の親が資格や技能を取得するため、指定された講座を受講する場合の受講料等への補助を行っています。 ・問い合わせ等 → 県福祉保健所及び市福祉事務所他 (P49、51、52)
高等職業訓練促進 給付金等事業	ひとり親家庭の親が一定の資格や技能を取得するため、長期にわたって教育訓練機関で修業する場合、生活費への補助等を行っています。 ・問い合わせ等 → 県福祉保健所及び市福祉事務所他 (P49、51、52)
高等学校卒業程度 認定試験合格 支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者等の対策講座を受講するひとり親と子に受講費用への補助を行っています。 ・問い合わせ等 → 県福祉保健所及び市福祉事務所他 (P49、51、52)
こうち男女共同 参画センター (ソーレ)	女性の社会参画や自立支援に役立つパソコン講座、コミュニケーション講座、その他自己啓発講座などを行っています。 ・所在地等 → P 4 9 をご覧ください。
高知家の女性 しごと応援室	働きたいと考えるすべての女性を対象に、キャリアコンサルティングやパソコンによる職業適性検査など、一人ひとりの適性や経歴に応じたきめ細かな支援を行っています。 ・所在地等 → P 4 9 をご覧ください。
ハローワーク (公共職業安定 所)	就業についてのきめ細かな相談・指導を行い、適性や希望に合った職業紹介に努めています。また、本人の同意を得たうえで、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金などの事業助成を活用し、雇用機会の拡大を図っています。 ・各ハローワークの所在地等 → P 5 0 をご覧ください。
県福祉人材センタ ー及び福祉人材バ ンク	福祉の仕事に就きたい方に求人を斡旋したり、就職ガイダンスや就業に関する研修と調査・研究を行っています。 ・所在地等 → P 5 1 をご覧ください。
高知県就職支援 相談センター (ジョブカフェこ うち)	若者層から就職氷河期世代の就職を支援するため、キャリアコンサルタントによる就職相談や職場体験講習、就職に関するセミナーの開催などを行っています。 ・所在地等 → P 4 9 をご覧ください。
公共職業訓練	資格や技能を身につけて働きたい方のための制度です。一定の要件を満たす方には、訓練期間中に手当が支給される場合があります。 ・問い合わせ等 → 各ハローワーク (P 5 0)

(6) 住宅

名 称	内 容
母子生活支援施設	母子家庭で生活や児童の養育などでお困りの方のために、母と子どもが一緒に入れる施設です。 ・所在地等 → P 5 0 をご覧ください。
公営住宅への入居	ひとり親家庭の方などの県営住宅への入居者選考において、優遇措置を講じ、入居への配慮を行っています。 ・問い合わせ等 → 県営：県住宅課、市町村営：各市町村担当課

第4 関係団体等一覧

○県福祉保健所

名称	郵便番号	住所	電話番号	管轄市町村
安芸福祉保健所	〒784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎	0887 (34) 3177	室戸市、安芸市、東洋町、 奈半利町、田野町、安田町、 北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	〒782-0016	香美市土佐山田町 山田 1128-1	0887 (53) 3172	南国市、香南市、香美市、 本山町、大豊町、土佐町、 大川村
中央西福祉保健所	〒789-1201	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889 (22) 1247	土佐市、いの町、佐川町、 越知町、日高村、仁淀川町
須崎福祉保健所	〒785-8585	須崎市東古市町6-26 須崎第一総合庁舎	0889 (42) 1875	須崎市、中土佐町、梶原町、 津野町、四万十町
幡多福祉保健所	〒787-0028	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎	0880 (34) 5120	宿毛市、土佐清水市、四万十市 大月町、三原村、黒潮町

○相談センター等

名称	郵便番号	住所	電話番号
ひとり親家庭等就業・自立支援センター	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (875) 2500
女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	〒780-8015	高知市百石町 2-34-8	088 (833) 0783
療育福祉センター	〒780-8081	高知市若草町 10-5	088 (844) 1921
消費生活センター	〒780-0935	高知市旭町 3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (824) 0999
こうち男女共同参画センター 「ソール」	〒780-0935	高知市旭町 3-115	088 (873) 9100
高知県就職支援相談センター (ジョブカフェこうち) (ジョブカフェこうち サテライト(幡多))	〒780-0841	高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル1階・2階	088 (802)1533
	〒787-0012	四万十市右山五月町8-13 アピアさつき1階	0880 (34)7730
高知家の女性しごと応援室	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (873)4510
心の教育センター	〒780-8031	高知市大原町 120-1	088 (821) 9909 【24時間子どもSOS ダイヤル】(無料) 0120-0-78310

○児童相談所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
中央児童相談所	〒780-8081	高知市若草町 10-5	088 (821)6700
幡多児童相談所	〒787-0050	四万十市渡川 1-6-21	0880 (37) 3159

○年金事務所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知東年金事務所	〒780-8556	高知市棧橋通 4-13-3	088 (831) 4430
高知西年金事務所	〒780-8530	高知市旭町 3-70-1	088 (875) 1717
南国年金事務所	〒783-8507	南国市大桶甲 1214-6	088 (864) 1111
幡多年金事務所	〒787-0023	四万十市中村東町 2-4-10	0880 (34) 1616

○母子生活支援施設

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
ちぐさ	〒780-8015	高知市百石町2-18-25	088 (834) 5516
安芸和光寮	〒784-0003	安芸市久世町8-9	0887 (35) 2667

○ハローワーク（公共職業安定所）

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知公共職業安定所	〒781-8560	高知市大津乙 2536 - 6	088 (878) 5320
ハローワーク ジョブセンターほんまち	〒780-0870	高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎 1 階	088 (826)8870
高知公共職業安定所 香美出張所	〒782-0033	香美市土佐山田旭町 1-4-10	0887 (53) 4171
須崎公共職業安定所	〒785-0012	須崎市西糺町 4-3	0889 (42) 2566
四万十公共職業安定所	〒787-0012	四万十市右山五月町 3-12	0880 (34) 1155
安芸公共職業安定所	〒784-0001	安芸市矢ノ丸 4-4-4	0887 (34) 2111
いの公共職業安定所	〒781-2120	吾川郡いの町枝川 1943-1	088 (893) 1225

○無料職業紹介事業所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
ひとり親家庭等就業・自立支援センター	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (875) 2500
高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088 (844) 3511
安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町 2-8 総合社会福祉センター内	0887 (34) 3540
幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内	0880 (35) 5514
高知家の女性しごと応援室	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (873) 4510

○市町村ひとり親家庭福祉担当課

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知市 子育て給付課	〒780-8571	高知市本町5丁目1-45	088 (823) 9447
室戸市 福祉事務所	〒781-7185	室戸市浮津25-1	0887 (22) 5137
安芸市 福祉事務所	〒784-8501	安芸市矢ノ丸1丁目4-40	0887 (35) 1009
南国市 子育て支援課	〒783-8501	南国市大桶甲2301	088 (880) 6562
土佐市 福祉事務所	〒781-1192	土佐市高岡町甲2017-1	088 (852) 7778
須崎市 子ども・子育て支援課	〒785-8601	須崎市山手町1-7	0889 (42) 1229
宿毛市 福祉事務所	〒788-8686	宿毛市桜町2-1	0880 (63) 1114
土佐清水市 福祉事務所	〒787-0392	土佐清水市天神町11-2	0880 (82) 1118
四万十市 福祉事務所	〒787-8501	四万十市中村大橋通4丁目10	0880 (34) 1801
香南市	福祉事務所	〒781-5292 香南市野市町西野2706	0887 (57) 8509
	市民保険課		0887 (57) 8506
香美市	福祉事務所	〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1丁目2-1	0887 (53) 3117
	市民保険課		0887 (53) 3115

名 称		郵便番号	住 所	電 話 番 号	
安 芸 郡	東洋町 住民課	〒781-7414	安芸郡東洋町大字生見 758-3	0887 (29) 3394	
	奈半利町 住民福祉課	〒781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887 (38) 4012	
	田野町 保健福祉課	〒781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887 (38) 2812	
	安田町 町民生活課	〒781-6421	安芸郡安田町大字安田1850	0887 (38) 6712	
	北川村 住民課	〒781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887 (32) 1214	
	馬路村 健康福祉課	〒781-6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887 (44) 2112	
	芸西村 健康福祉課	〒781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887 (33) 2112	
長 岡 郡	本山町 住民生活課	〒781-3692	長岡郡本山町本山504	0887 (76) 2113	
	大豊町 地域福祉課	〒789-0392	長岡郡大豊町津家1626	0887 (72) 0450	
土 佐 郡	土佐町 住民課	〒781-3492	土佐郡土佐町土居194	0887 (82) 1717	
	大川村 保健福祉課	〒781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887 (84) 2211	
吾 川 郡	いの町	町民課	〒781-2192	吾川郡いの町1700-1	088 (893) 1117
		ほげん福祉課		吾川郡いの町1400	088 (893) 3810
	仁淀川町	町民課	〒781-1501	吾川郡仁淀川町大崎200	0889 (35) 1088
		保健福祉課			0889 (35) 0888
高 岡 郡	中土佐町 健康福祉課	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼6663-1	0889 (52) 2662	
	佐川町 健康福祉課	〒789-1202	高岡郡佐川町乙2310 健康福祉センターかわせみ	0889 (22) 7705	
	越知町 住民課	〒781-1301	高岡郡越知町越知甲1970	0889 (26) 1115	
	梶原町 保健福祉課	〒785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889 (65) 1170	
	日高村	住民課	〒781-2194	高岡郡日高村本郷61-1	0889 (24) 5111
		健康福祉課			0889 (24) 5197
		教育委員会			0889 (24) 5115
	津野町 町民課	〒785-0201	高岡郡津野町永野471-1	0889 (55) 2314	
四万十町 町民課	〒786-8501	高岡郡四万十町琴平町16-17	0880 (22) 3117		
幡 多 郡	大月町 町民福祉課	〒788-0302	幡多郡大月町弘見2230	0880 (73) 1113	
	三原村 住民課	〒787-0892	幡多郡三原村来栖野346	0880 (46) 2111	
	黒潮町	健康福祉課	〒787-1992	幡多郡黒潮町入野5893	0880 (43) 2124
		住民課			0880 (43) 2800

○県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会

名 称		郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知県社会福祉協議会		〒780-8567	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088 (844) 9007
高知市社会福祉協議会		〒780-0850	高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 45 号 総合あんしんセンター3階	088 (823) 9515
室戸市社会福祉協議会		〒781-7109	室戸市領家 87 室戸市保健福祉センター内	0887 (22) 1348
安芸市社会福祉協議会		〒784-0007	安芸市寿町 2-8 安芸市総合社会福祉センター内	0887 (35) 2915
香南市社会福祉協議会		〒781-5452	香南市香我美町下分 646 番地 香我美庁舎内	0887 (57) 7300
香美市社会福祉協議会	本 所	〒782-0041	香美市土佐山田町 262-1 プラザ八王子内	0887 (53) 5800
	香北支所	〒781-4211	香美市香北町蕪生野 336-1 保健福祉センター内	0887 (59) 2140
	物部支所	〒781-4401	香美市物部町大栃 878-3 香美市役所物部支所内	0887 (58) 3098
南国市社会福祉協議会		〒783-0001	南国市日吉町 2 丁目 3-28 社会福祉センター内	088 (863) 4444
土佐市社会福祉協議会		〒781-1102	土佐市高岡町乙 3451-1	088 (852) 2145
須崎市社会福祉協議会		〒785-0007	須崎市南古市町 6 番 3 号 交流ひろばすさき 3 階	0889 (42) 0736
四万十市社会福祉協議会	本 所	〒787-0012	四万十市右山五月町 8-3 四万十市社会福祉センター内	0880 (35) 3011
	西土佐支所	〒787-1603	四万十市西土佐用井 1110-31 総合福祉センター内	0880 (31) 6111
宿毛市社会福祉協議会		〒788-0012	宿毛市高砂 4-56 総合社会福祉センター内	0880 (65) 7665
土佐清水市社会福祉協議会		〒787-0323	土佐清水市寿町 11-9 社会福祉センター内	0880 (82) 3500
東洋町社会福祉協議会		〒781-7414	安芸郡東洋町生見 756-8 地域福祉センター内	0887 (29) 3144
奈半利町社会福祉協議会		〒781-6402	安芸郡奈半利町乙 1269-1 保健センター内	0887 (38) 7346
田野町社会福祉協議会		〒781-6410	安芸郡田野町 1828-4 老人福祉センター内	0887 (38) 5325
安田町社会福祉協議会		〒781-6423	安芸郡安田町西島 40-2 保健センター内	0887 (38) 5500
北川村社会福祉協議会		〒781-6441	安芸郡北川村野友甲 710-2 総合保健福祉センター内	0887 (38) 6895
馬路村社会福祉協議会		〒781-6201	安芸郡馬路村馬路 407-1 デイサービスセンター内	0887 (42) 1020
芸西村社会福祉協議会		〒781-5701	安芸郡芸西村和食甲 1290 老人福祉センター内	0887 (32) 2211
本山町社会福祉協議会		〒781-3601	長岡郡本山町本山 1041 社会福祉会館内	0887 (76) 2312

名 称		郵便番号	住 所	電 話 番 号
大豊町社会福祉協議会		〒789-0250	長岡郡大豊町黒石 345-7 総合ふれあいセンター内	0887 (73) 1200
土佐町社会福祉協議会		〒781-3401	土佐郡土佐町土居 206 土佐町保健福祉センター内	0887 (82) 1067
大川村社会福祉協議会		〒781-3703	土佐郡大川村小松 78-6 総合福祉センター内	0887 (84) 2361
いの町社会福祉協議会	本所	〒781-2110	吾川郡いの町 1400 すこやかセンター伊野内	088 (892) 0515
	本川支所	〒781-2601	吾川郡いの町長沢 254-10	088 (869) 2071
	吾北支所	〒781-2321	吾川郡いの町小川東津賀才 53-1	088 (867) 2820
仁淀川町社会福祉協議会	本所	〒781-1501	吾川郡仁淀川町大崎 264-8 仁淀川町福祉センター内	0889 (35) 0207
	池川支所	〒781-1606	吾川郡仁淀川町土居甲 921-1 池川保健センター内	0889 (34) 2235
	仁淀支所	〒781-1911	吾川郡仁淀川町長者乙 2435 せいらん荘内	0889 (32) 2238
佐川町社会福祉協議会		〒789-1202	高岡郡佐川町乙 2310 佐川町健康福祉センターかわせみ内	0889 (22) 1510
越知町社会福祉協議会		〒781-1301	高岡郡越知町越知甲 2457 越知町保健福祉センター内	0889 (26) 1149
日高村社会福祉協議会		〒781-2152	高岡郡日高村沖名 5 社会福祉センター内	0889 (24) 5310
中土佐町社会福祉協議会	本所	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼 6584 番地 1	0889 (52) 2058
	大野見支所	〒789-1401	高岡郡中土佐町大野見吉野 234 中土佐町大野見保健福祉センター内	0889 (57) 2217
しまんと町社会福祉協議会	本所	〒786-0004	高岡郡四万十町茂串 11-30 社会福祉センター内	0880 (22) 1195
	大正支所	〒786-0301	高岡郡四万十町大正 32-1 老人福祉センター内	0880 (27) 1177
	十和支所	〒786-0511	高岡郡四万十町昭和 470-6 高齢者生活福祉センター内	0880 (28) 5331
梶原町社会福祉協議会		〒785-0612	高岡郡梶原町川西路 2321-1	0889 (65) 1235
津野町社会福祉協議会	本所	〒785-0202	高岡郡津野町姫野々 431-1 総合保健福祉センター内	0889 (55) 2115
	支所	〒785-0503	高岡郡津野町芳生野甲 111 津野町老人福祉センター内	0889 (62)2224
黒潮町社会福祉協議会	本所	〒789-1931	幡多郡黒潮町入野 2017-1 保健福祉センター内	0880 (43)2835
	佐賀支所	〒789-1720	幡多郡黒潮町佐賀 1080-1	0880 (55) 3371
大月町社会福祉協議会		〒788-0311	幡多郡大月町銚土 603	0880 (73) 1119
三原村社会福祉協議会		〒787-0803	幡多郡三原村来栖野 479-1 総合保健センター内	0880 (46) 3003

※ 家庭裁判所における手続案内

名 称	内 容
家 庭 裁 判 所	離婚や財産分与、慰謝料、養育料など家庭に関する「調停」や「審判」などの手続に関する情報を提供しています。

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知家庭裁判所	〒780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	088 (822) 0442
高知家庭裁判所安芸支部	〒784-0003	安芸市久世町9-25	0887 (35) 2065
高知家庭裁判所須崎支部	〒785-0010	須崎市鍛冶町2-11	0889 (42) 0046
高知家庭裁判所中村支部	〒787-0028	四万十市中村山手通54-1	0880 (35) 4741

※令和4年4月1日から、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」の名称を「ひとり親家庭支援センター」に変更します。

第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画

平成29年3月（令和4年3月変更）

高知県地域福祉部児童家庭課（～R3.3）

高知県子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課（R3.4～）

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9654

FAX 088-823-9658